

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成30年2月

ブティックス株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式215,900千円(見込額)の募集及び株式271,780千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式78,867千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年2月26日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

ブティックス株式会社

東京都品川区西五反田二丁目28番5号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

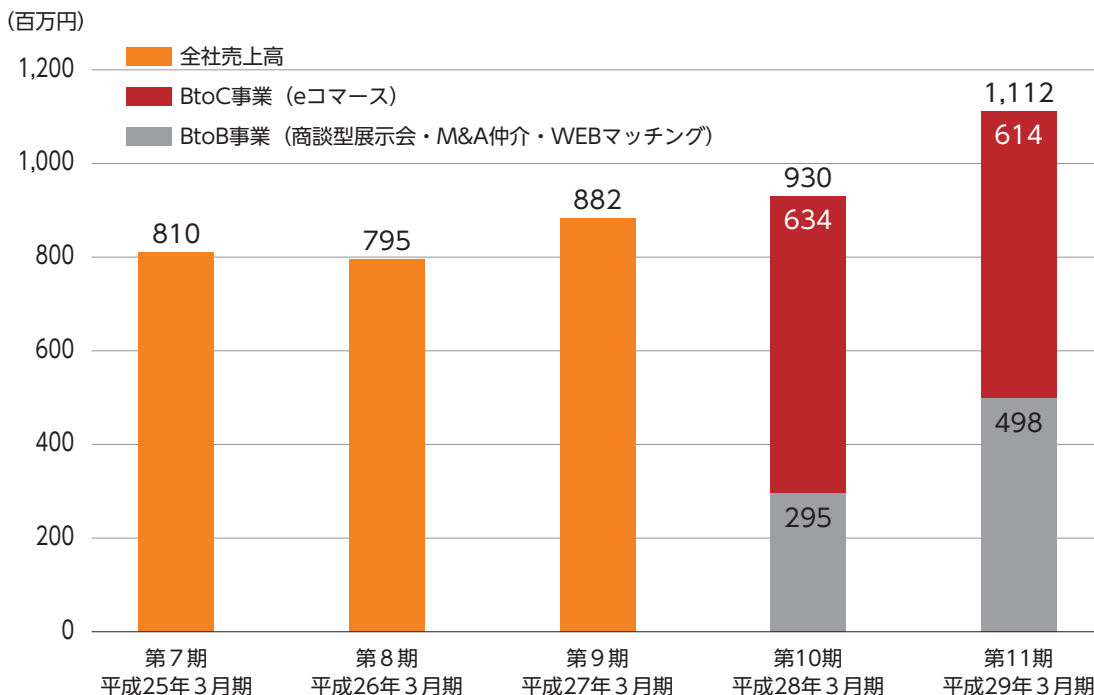
1. 事業の概況

当社は、平成18年11月の設立以来、介護業界において、eコマースでの介護用品の販売、介護事業者を対象とした商談型展示会の開催や介護事業者のM&A仲介サービス等のサービスを提供しております。

当社の事業領域である介護業界においては、内閣府発表の平成29年版高齢社会白書によりますと、わが国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、2016年の27.3%から2025年には30.0%に上昇すると推計されており、介護サービスの需要が拡大していることを背景に、介護事業者並びに各種サプライヤー（介護用品メーカー、機械浴槽や建材等の設備備品メーカー及び介護ソフトや配食等の施設向けサービス事業者等）の新規参入意欲は引き続き旺盛であるとみております。一方、介護事業におけるM&A市場においては、オーナー社長の高齢化に伴う後継者問題や平成27年4月からの介護報酬改定に伴う介護報酬の引き下げ等の影響を背景としたM&Aによる事業承継への期待が高まっているとみられます。

このような環境の下、当社ではサービスを拡充することで、事業規模を拡大してきております。

売上高推移



(注) 1. 平成28年3月期からセグメント売上高を算出しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 事業の内容

(1) 事業の内容について

当社では、介護業界において新規参入や業容拡大を図る各種サプライヤーと、高齢者施設等の新設・修繕等を検討する介護事業者とを一堂に集めて商談を促進する場を提供する商談型展示会の開催や、介護業界におけるM&Aによる事業承継ニーズに応えるM&A仲介を行うBtoB事業のほか、介護用品等の商材を一般消費者向けに販売するBtoC事業を営んでおります。

当社は、BtoB事業とBtoC事業の2つの事業セグメントにて事業を運営しており、報告セグメントと事業セグメントは同一の区分で管理しております。

① BtoB事業（主に法人を顧客とした商取引）

商談型展示会事業

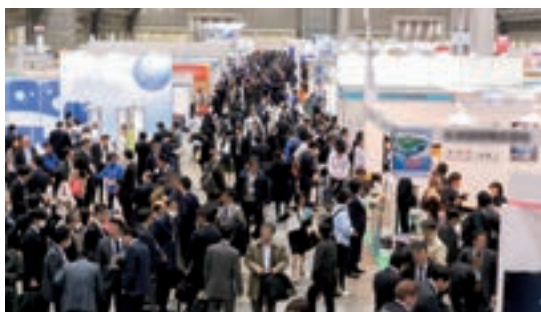
商談型展示会である「CareTEX」を開催しており、出展料金等を支払って出展する各種サプライヤーと、無料で招待する介護事業者とのマッチングを図っております。

介護事業者や各種サプライヤーには、事業規模が小さく情報収集力や情報発信力に課題を抱えている企業が多く、情報不足を解決するビジネスマッチングの場が求められております。このような状況から当社は、一般個人の来場者も多く含まれる通常のPR型展示会と異なり、各種サプライヤーの新商品の発表やPRだけでなく、介護事業者と各種サプライヤーとを一堂に集めて商談を促進する場を提供する商談型展示会を開催しております。当社は展示会に出展して販路拡大・販売促進を期待する各種サプライヤーと、介護事業者の商品購入・選定の権限者（以下「アクティブバイヤー」）の商談成果の向上を図るために、事前に要望を確認した上で展示会開催期間中における商談のセッティングを代行する「アポイント取得代行サービス」や、業界の経営者同士の交流を促進する「VIP交流パーティーの開催」等の各種サービスを提供することにより、マッチングの満足度を最大化する仕組みを構築しております。また、通常の展示会と異なり商品ジャンルを「介護食」等の単一ジャンルに限定し、集客エリアを都道府県レベルまで絞り込んだミニ商談型展示会である「CareTEX One」を展開し、より目的や営業対象エリアに合致した商談機会を提供しております。

当社では、アクティブバイヤーの来場割合が7割を占める当社運営の商談型展示会をマッチング・プラットフォームと捉え、介護事業者のライフサイクルに合わせて、開業準備から開業、そして運営に至るまでの設備投資や購買、コンサルティング等といったニーズに応えることのできる各種サプライヤーとのマッチングを図ることで、介護事業者の事業拡大・事業運営効率化を支援できるものと考えております。

M&A仲介事業

当社の事業領域である介護業界においては、内閣府発表の平成29年版高齢社会白書によりますと、わが国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、2016年の27.3%から2025年には30.0%に上昇すると推計されており、介護サービスの需要が拡大していることを背景に、介護事業者並びに各種サプライヤー（介護用品メーカー、機械浴槽や建材等の設備備品メーカー及び介護ソフトや配食等の施設向けサービス事業者等）の新規参入意欲は引き続き旺盛であるとみております。一方、介護事業におけるM&A市場においては、オーナー社長の高齢化に伴う後継者問題や平成27年4月からの介護報酬改定に伴う介護報酬の引き下げ等の影響を背景としたM&Aによる事業承継への期待が高まっているとみられます。



商談型展示会CareTEXの風景



CareTEX内にブースを構える「介護M&A支援センター」の商談風景

② BtoC事業（主に一般消費者を顧客とした販売取引）

eコマース事業

主に一般消費者を顧客としたBtoC事業は、介護用品等の商材を各種サプライヤーから仕入れ、一般消費者に対してインターネット販売（eコマース）を行う事業です。販売にあたり、高齢者が多いという顧客属性を考慮し、問合せ電話番号を大きく表示し、電話にて販売スタッフがお客様の立場に立って同じ画面を見ながら一緒に最適な商品探しをするという「対面販売に限りなく近い接客」にこだわり、お客様に寄り添うサービスを心がけております。又、商品の比較・検索性に配慮し、車いす、杖・ステッキ、介護ベッドなど単一商品ジャンル毎に専門店化したサイトで販売を行っております。

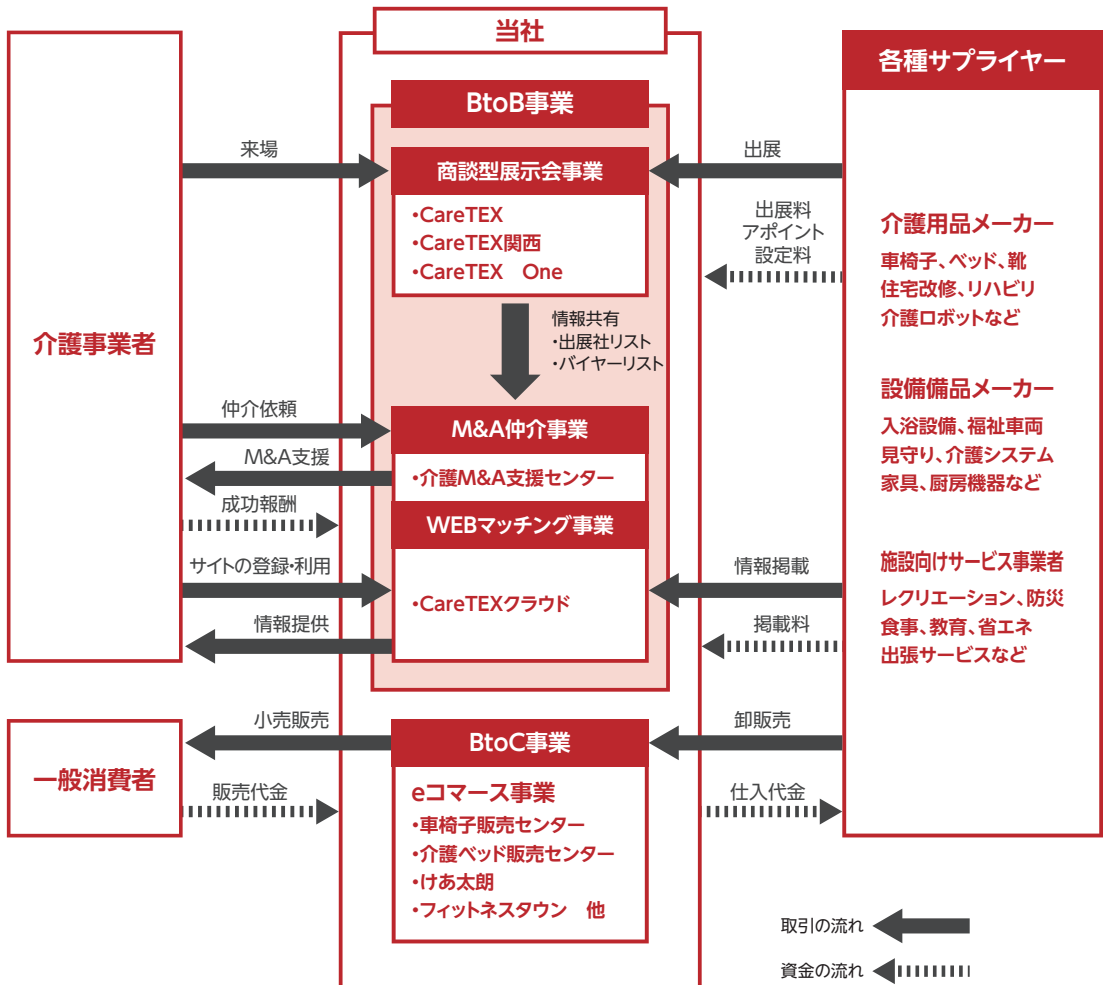


介護用品販売サイト「けあ太朗」



車椅子販売専門サイト「車椅子販売センター」

(2) 事業系統図



3. 経営戦略

わが国の高齢化率は年々上昇し、当社が主に事業を行う介護業界においては、介護サービスの需要が拡大していることを背景に、介護事業者並びに各種サプライヤー（介護用品メーカー、機械浴槽や建材等の設備備品メーカー及び介護ソフトや配食等の施設向けサービス事業者等）の新規参入意欲は引き続き旺盛であるとみております。また、介護事業におけるM&A市場においては、オーナー社長の高齢化に伴う後継者問題や平成27年4月からの介護報酬改定に伴う介護報酬の引き下げ等の影響を背景としたM&Aによる事業承継への期待が高まっているとみられます。

このような環境下で、当社では、介護業界において新規参入や業容拡大を図る各種サプライヤーと、高齢者施設等の新設・修繕等を検討する介護事業者のマッチングをより一層促進すべく、現在東京・大阪・横浜にて開催している商談型展示会を、今後は他の都市圏にも展開することで、来場者の拡大を図っていく方針であります。また、商談型展示会において、各種サプライヤーと、来場者として集う介護事業者のアクティブバイヤーとの商談の活性化を図るために、商談型展示会を通じて得られたアクティブバイヤーと出展社である各種サプライヤーの情報をデータベース化し、業界特有の課題やニーズを収集・集約し、ニーズに応じたサービスの開発を行う予定であり、介護業界におけるマッチング・プラットフォームとしての役割を確立していく方針であります。

M&A仲介事業については、介護業界におけるM&Aによる事業承継ニーズにより一層応えるべく、広告宣伝活動の拡大、営業コンサルタントの拡充及び、データベースを活かしたマッチング精度の更なる向上による早期成約化を図ることで、M&Aによる事業承継の期待に応えていく方針であります。

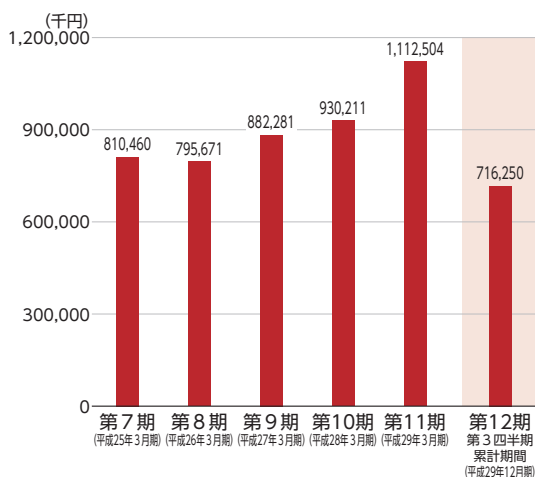
4. 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

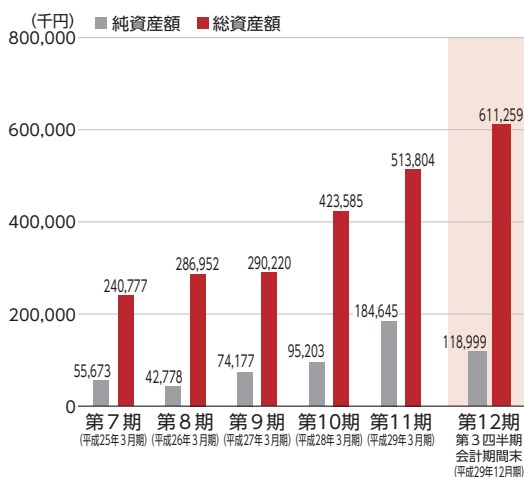
回次		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月		平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成29年12月
売上高	(千円)	810,460	795,671	882,281	930,211	1,112,504	716,250
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△17,209	△19,487	47,902	30,537	66,721	△100,251
当期純利益又は当期(四半期)純損失(△)	(千円)	△10,547	△12,211	31,529	19,745	47,779	△65,645
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	72,000	72,000	72,000	72,650	93,711	93,711
発行済株式総数	(株)	1,440,000	1,440,000	1,440,000	1,466,000	2,124,000	2,124,000
純資産額	(千円)	55,673	42,778	74,177	95,203	184,645	118,999
総資産額	(千円)	240,777	286,952	290,220	423,585	513,804	611,259
1株当たり純資産額	(円)	37.76	29.28	51.18	64.63	86.93	-
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	-	-	-	-	-	-
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期(四半期)純損失金額(△)	(円)	△7.32	△8.48	21.90	13.65	25.79	△30.91
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	33.4	22.6	25.4	22.4	35.9	19.5
自己資本利益率	(%)	-	-	54.4	23.4	34.2	-
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	63,316	92,682	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	973	11,114	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	92,223	△20,801	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高(千円)		-	-	-	289,039	372,034	-
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(人)	20 〔-〕	17 〔-〕	16 〔-〕	21 〔-〕	27 〔4〕	- 〔-〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第7期、第8期及び第12期第3四半期は1株当たり当期(四半期)純損失のため記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場会社であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員(使用人兼務役員を含む。)を記載しております。臨時雇用者数は〔 〕内に1年間の平均人員を外数で記載しております。なお、第7期から第10期の臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
7. 当社は、第10期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第7期から第9期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
8. 1株当たり配当額及び配当性向については、第7期から第11期まで無配のため記載しておりません。
9. 第10期及び第11期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC京都監査法人により監査を受けておりますが、第7期から第9期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項に基づいた、監査法人の監査はを受けておりません。なお、第12期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。
10. 第7期及び第8期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
11. 第7期及び第8期については、広告出稿を積極的に推進したことによる広告宣伝費が増加したことにより、経常損失及び当期純損失となっております。

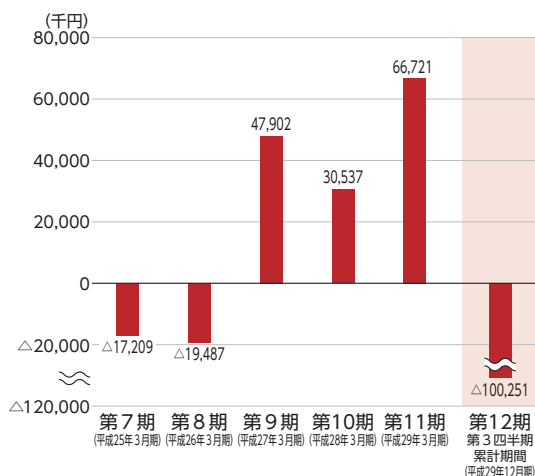
売上高



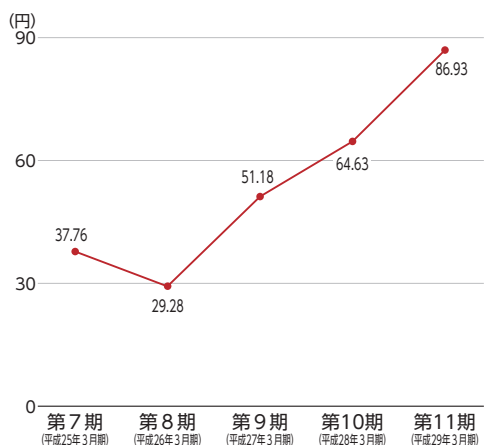
純資産額／総資産額



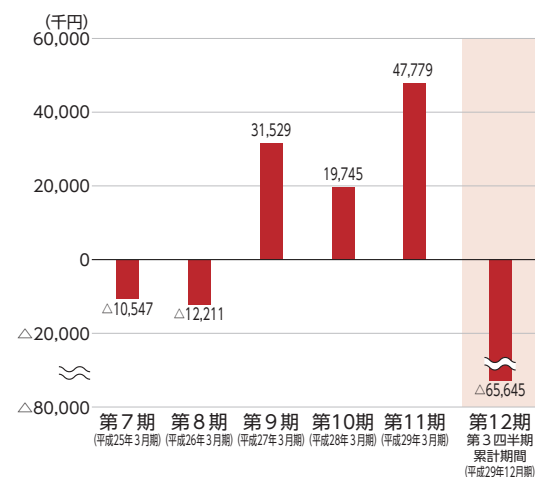
経常利益又は経常損失 (△)



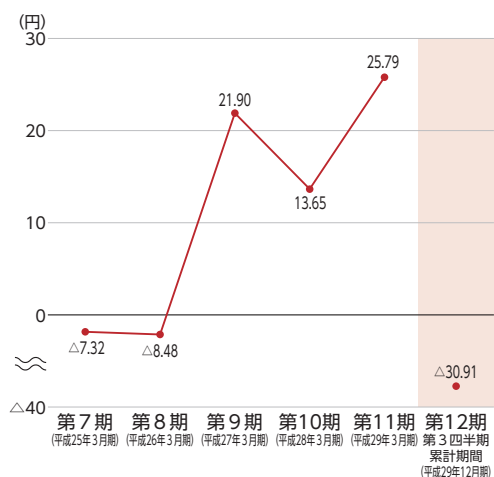
1株当たり純資産額



当期純利益又は当期 (四半期) 純損失 (△)



1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期 (四半期) 純損失金額 (△)



目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	18
5 【従業員の状況】	19
第2 【事業の状況】	20
1 【業績等の概要】	20
2 【生産、受注及び販売の状況】	23
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	23
4 【事業等のリスク】	27
5 【経営上の重要な契約等】	31
6 【研究開発活動】	31
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	32
第3 【設備の状況】	35
1 【設備投資等の概要】	35
2 【主要な設備の状況】	35
3 【設備の新設、除却等の計画】	35

第4	【提出会社の状況】	36
1	【株式等の状況】	36
2	【自己株式の取得等の状況】	56
3	【配当政策】	56
4	【株価の推移】	56
5	【役員の状況】	57
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	60
第5	【経理の状況】	68
1	【財務諸表等】	69
第6	【提出会社の株式事務の概要】	107
第7	【提出会社の参考情報】	108
1	【提出会社の親会社等の情報】	108
2	【その他の参考情報】	108
第四部	【株式公開情報】	109
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	109
第2	【第三者割当等の概況】	111
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	111
2	【取得者の概況】	112
3	【取得者の株式等の移動状況】	113
第3	【株主の状況】	114
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月26日
【会社名】	ブティックス株式会社
【英訳名】	Boutiques, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新村 祐三
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田二丁目28番5号
【電話番号】	03-6420-0721(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 速水 健史
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田二丁目28番5号
【電話番号】	03-6420-0721(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 速水 健史
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 215,900,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 271,780,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 78,867,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の 払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時 における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	200,000(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成30年2月26日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成30年3月12日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成30年2月26日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式62,100株の第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成30年3月22日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成30年3月12日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	200,000	215,900,000	116,840,000
計(総発行株式)	200,000	215,900,000	116,840,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年2月26日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月22日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,270円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は254,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年3月26日(月) 至 平成30年3月29日(木)	未定 (注) 4	平成30年4月2日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年3月12日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年3月22日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年3月12日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年3月22日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年2月26日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年3月22日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする事と、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年4月3日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)[株式等の振替に関する業務規程]に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込みに先立ち、平成30年3月14日から平成30年3月20日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 五反田支店	東京都品川区東五反田一丁目14番10号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	200,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年4月2日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	200,000	—

(注) 1. 引受株式数については、平成30年3月12日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年3月22日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
233,680,000	3,500,000	230,180,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,270円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額230,180千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限72,557千円と合わせて、事業拡大のための運転資金(人材採用費及び人件費)、事務所移転費用(敷金)、EC販売管理システム置き換えのための設備投資資金及び借入金の返済に充当する予定であり、その具体的な内容は以下の通りとなります。

① 人材採用費及び人件費については、事業拡大のため、商談型展示会事業及びM&A仲介事業において、営業人員を拡大する必要があるため、平成31年3月期に80,000千円、平成32年3月期に100,000千円を充当する予定であります。

商談型展示会は、一般個人の来場者も多く含まれる通常のPR型展示会と異なり、新商品の発表や企業のPRだけに留まらず、商品・サービスの導入を検討する高齢者施設等を運営する介護事業者と各種サプライヤー(介護用品メーカー、機械浴槽や建材等の設備備品メーカー及び介護ソフトや配食等の施設向けサービス事業者等)とが同展示会場において商談をする場の提供を主な目的としています。

商談型展示会事業においては、各種サプライヤーへ訪問し、当社が開催する商談型展示会における介護事業者への販路拡大のための方法を提案しながら出展を促す営業等を行うため、臨機応変な対応ができる営業人員の確保が、商談型展示会事業の今後の拡大のために必要であります。

M&A仲介事業においては、介護事業者から寄せられる譲渡並びに譲受依頼の増加に対応するために、M&Aや経営における専門知識を有し、経営者を相手に交渉ができる営業人員の確保が必要であります。

② 事業拡大のために人員数を拡大する予定であります。予定通り人員を採用した場合は、現在の本社において人員の収容が困難となることから、本社移転を予定しており、平成31年3月期において37,000千円を敷金に充当する予定であります。

③ 現在使用しているECカート及びEC受発注管理システム(複数店舗の受注の一括発注機能、在庫管理機能、発送管理機能等)において、スマートフォンやアプリでの購入が増加するなど顧客の利用環境の変化に対応しておらず、新しい技術やモール等の他社サービスとの連携を実現できるシステムへの移行を要すことから、平成31年3月期に20,000千円をシステム開発費に充当する予定であります。

④ 残額については、財務状況の一層の安定化のために事業運転資金のために借り入れた金融機関からの借入金65,737千円の返済に、平成31年3月期に充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注)設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成30年3月22日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	214,000	271,780,000	栃木県宇都宮市 天池 祥子 50,000株 埼玉県朝霞市 町田 美帆 50,000株 愛知県一宮市 三輪 真理 36,000株 東京都大田区 新村 祐三 20,000株 東京都新宿区 廣瀬 翔子 18,000株 東京都世田谷区 天野 桂介 15,000株 埼玉県三郷市 城戸 沙絵子 10,000株 東京都杉並区 速水 健史 5,000株 千葉県市川市 中村 亮 4,000株 京都府木津市 松尾 由美 3,000株 東京都豊島区 濱島 弘識 2,000株 神奈川県川崎市多摩区 太田 丈史 1,000株
計(総売出株式)	—	214,000	271,780,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,270円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 3月26日(月) 至 平成30年 3月29日(木)	100	未定 (注) 2	引受人の 本支店及 び営業所	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区麹町三丁目 3番6 丸三証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 20番3号 藍澤證券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成30年3月22日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
8. 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	62,100	78,867,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 62,100株
計(総売出株式)	—	62,100	78,867,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年2月26日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式62,100株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,270円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 3月26日(月) 至 平成30年 3月29日(木)	100	未定 (注) 1	野村証券株式会社の 本店及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(平成30年3月22日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である新村祐三(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年2月26日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式62,100株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1) 募集株式の数	当社普通株式62,100株
(2) 募集株式の払込金額	未定(注)1
(3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2
(4) 払込期日	平成30年5月2日(水)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成30年3月12日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成30年3月22日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成30年4月3日から平成30年4月24日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である新村祐三、売出人である天池祥子、速水健史、三輪真理、松尾由美、天野桂介、城戸沙絵子、廣瀬翔子、太田丈史、濱島弘識及び中村亮並びに当社株主である新村佐麻美及び新村理紗は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年7月1日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年9月29日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年2月26日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等は除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者（平松義規、吉崎浩一郎、守屋実及び土橋薫）及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (千円)	810,460	795,671	882,281	930,211	1,112,504
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△17,209	△19,487	47,902	30,537	66,721
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△10,547	△12,211	31,529	19,745	47,779
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	72,000	72,000	72,000	72,650	93,711
発行済株式総数 (株)	1,440,000	1,440,000	1,440,000	1,466,000	2,124,000
純資産額 (千円)	55,673	42,778	74,177	95,203	184,645
総資産額 (千円)	240,777	286,952	290,220	423,585	513,804
1株当たり純資産額 (円)	37.76	29.28	51.18	64.63	86.93
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△7.32	△8.48	21.90	13.65	25.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	33.4	22.6	25.4	22.4	35.9
自己資本利益率 (%)	—	—	54.4	23.4	34.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	63,316	92,682
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	973	11,114
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	92,223	△20,801
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	289,039	372,034
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	20 〔—〕	17 〔—〕	16 〔—〕	21 〔—〕	27 〔4〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第7期及び第8期は当期純損失のため記載しておりません。

5. 株価収益率は当社株式が非上場会社であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員（使用人兼務役員を含む。）を記載しております。臨時雇用者数は〔 〕内に1年間の平均人員を外数で記載しております。なお、第7期から第10期の臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
7. 当社は、第10期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第7期から第9期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
8. 1株当たり配当額及び配当性向については、第7期から第11期まで無配のため記載しておりません。
9. 第10期及び第11期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC京都監査法人により監査を受けておりますが、第7期から第9期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項に基づいた、監査法人の監査はを受けておりません。
10. 第7期及び第8期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
11. 第7期及び第8期については、広告出稿を積極的に推進したことによる広告宣伝費が増加したことにより、経常損失及び当期純損失となっております。

2 【沿革】

当社の創業者かつ現代表取締役社長である新村祐三は、介護用品の販売を中心としたeコマース事業を展開する企業として平成18年11月に当社を設立致しました。

当社の会社設立以来の沿革は、以下の通りであります。

年月	概要
平成18年11月	ケアシティ・ホールディングス株式会社(現ブティックス株式会社、以下「当社」)を、資本金3,500万円にて東京都大田区に設立。
平成19年2月	当社が介護用品のレンタル・販売事業を行うケアシティ株式会社(以下「ケアシティ」)の全株式を取得し、100%子会社化。 インターネット通販事業を行うため、当社の100%出資により、ケアセレクト株式会社(平成21年2月にブティックス株式会社に社名変更、以下「ケアセレクト」)を東京都品川区に設立。
平成19年6月	ケアセレクトが、介護用品のインターネット通販事業を開始。
平成19年10月	専門店型通販ショップの1号店として「カイゴ急便」(現くつ急便)を開始。
平成21年2月	ケアセレクトの社名を、ブティックス株式会社(以下「旧ブティックス」)に変更。
平成21年7月	ベビー用品のインターネット通販事業を開始。 1号店として、ベビーベッド・寝具の専門通販「ベビーベッド販売センター」を開始。
平成21年10月	健康器具のインターネット通販事業を開始。 1号店として、ルームランナーの専門通販「ルームランナー販売センター」を開始。
平成22年3月	業務拡大に伴い、旧ブティックス及び当社のオフィスを東京都品川区西五反田二丁目に移転。
平成23年3月	当社が保有するケアシティの全株式を、同社の経営陣に譲渡。
平成23年7月	当社と旧ブティックスが合併。当社の社名をブティックス株式会社に変更。
平成24年7月	業務用ベビー用品の専門通販「赤ちゃんタウン・ビズ」及び業務用・高級フィットネス機器の専門通販「フィットネスタウンPRO」を開始。
平成25年3月	介護用品・健康用品総合通販ショップ「けあ太郎」を開始。
平成25年9月	B to B事業である有料老人ホーム・高齢者住宅の紹介事業を開始。「けあ太郎 老人ホーム無料紹介センター」をオープン。 病院・クリニックの備品と医療機器の総合通販「医療の王様」を開始。
平成25年12月	リハビリ用品の総合通販「リハビリの王様」を開始。
平成27年3月	介護用品・高齢者施設向け設備/サービスが一堂に集まる商談型展示会、「第1回 介護用品・介護施設産業展 CareTEX2015」を東京ビッグサイトにて開催。
平成27年4月	介護施設・介護事業者向けのM&A仲介サービス(「介護M&A支援センター」)を開始。
平成27年9月	介護施設向けレクリエーション検索メディア「レク探」を開始。
平成28年6月	介護事業者向け情報検索・マッチングサイト「CareTEXクラウド」を開始。
平成28年12月	商談型展示会「第1回CareTEX関西2016」をインテックス大阪にて開催。
平成29年5月	医療施設に特化したM&A仲介サービスである「医療M&A支援センター」を開始。
平成29年10月	商品ジャンル特化型展示商談会「CareTEX One」を横浜にて開催。

3 【事業の内容】

当社は、平成18年11月の設立以来、介護業界において、eコマースでの介護用品の販売、介護事業者を対象とした商談型展示会の開催や介護事業者のM&A仲介サービス等のサービスを提供しております。

当社の事業領域である介護業界においては、内閣府発表の平成29年版高齢社会白書によりますと、わが国の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、2016年の27.3%から2025年には30.0%に上昇すると推計されており、介護サービスの需要が拡大していることを背景に、介護事業者並びに各種サプライヤー(介護用品メーカー、機械浴槽や建材等の設備備品メーカー及び介護ソフトや配食等の施設向けサービス事業者等)の新規参入意欲は引き続き旺盛であるとみております。一方、介護事業におけるM&A市場においては、オーナー社長の高齢化に伴う後継者問題や平成27年4月からの介護報酬改定に伴う介護報酬の引き下げ等の影響を背景としたM&Aによる事業承継への期待が高まっているとみられます。

このような環境のもと、当社では、介護業界において新規参入や業容拡大を図る各種サプライヤーと、高齢者施設等の新設・修繕等を検討する介護事業者とを一堂に集めて商談を促進する場を提供する商談型展示会の開催や、介護業界におけるM&Aによる事業承継ニーズに応えるM&A仲介を行うBtoB事業のほか、介護用品等の商材を一般消費者向けに販売するBtoC事業を営んでおります。

当社は、BtoB事業とBtoC事業の2つの事業セグメントにて事業を運営しており、報告セグメントと事業セグメントは同一の区分で管理しております。

1. BtoB事業の概要

主に法人を顧客とした商取引を行うBtoB事業は、以下の「商談型展示会事業」と「M&A仲介事業」を中心に行っております。

BtoB事業においては、インターネット(Web)と実際の展示会(リアル)で総合的にサービス提供することで、法人の取引先を中心とした多種多様なニーズにワンストップで応えるためのマッチング・プラットフォームを展開しております。

当社の提供するBtoB事業における各サービスの内容は以下の通りであります。

名称	内容等
商談型展示会事業 「CareTEX」 国際介護用品展・介護施設産業展・介護施設ソリューション展 「CareTEX One」 商品ジャンル特化型展示商談会	介護事業者と介護用品・高齢者施設向け設備・備品等を取り扱う企業が一堂に会する介護業界のBtoB商談型展示会。介護用品・高齢者施設向け設備・備品等を取り扱う企業が一堂に会し、第3回開催のCareTEX2017では、360社の各種サプライヤーが出展し、15,645名の介護事業者が来場。平成29年3月期より東京だけでなく大阪においても、CareTEX関西として開催し、平成30年3月期に横浜にて商品ジャンルを「介護食・配食サービス」のみに限定した商談型展示会CareTEX Oneの開催を開始。
M&A仲介事業 「介護M&A支援センター」 「医療M&A支援センター」	介護業界で10年以上事業を展開する知見やネットワークを活かした、介護事業者に特化したM&A仲介サービス。 企業価値向上策の提案と最低手数料100万円からの規模に応じた価格設定が特徴。
WEBマッチング事業 「CareTEXクラウド」	介護事業者向けの会員制情報検索・マッチングサイト。介護事業者が導入を検討する商品・サービスを検索し、掲載社へ資料請求・見積依頼・取引交渉・問合せ等の依頼をWeb上で行うことができる。CareTEXの来場者、並びに会員登録された全国の介護施設・在宅事業者・介護流通関係者など介護業界のプロフェッショナル35,886人(平成30年1月末現在)の会員が登録している。

(1) 商談型展示会事業

商談型展示会である「CareTEX」を開催しており、出展料金等を支払って出展する各種サプライヤーと、無料で招待する介護事業者とのマッチングを図っております。

介護事業者や各種サプライヤーには、事業規模が小さく情報収集力や情報発信力に課題を抱えている企業が多く、情報不足を解決するビジネスマッチングの場が求められております。このような状況から当社は、一般個人の来場者も多く含まれる通常のPR型展示会と異なり、各種サプライヤーの新商品の発表やPRだけでなく、介護事業者と各種サプライヤーとを一堂に集めて商談を促進する場を提供する商談型展示会を開催しております。当社は展示会に出展して販路拡大・販売促進を期待する各種サプライヤーと、介護事業者の商品購入・選定の権限者(以下「アクティブバイヤー」)の商談成果の向上を図るために、事前に要望を確認した上で展示会開催期間中における商談のセッティングを代行する「営業アポイント取得代行サービス」や、業界の経営者同士の交流を促進する「VIP交流パーティーの開催」等の各種サービスを提供することにより、マッチングの満足度を最大化する仕組みを構築しております。また、通常の展示会と異なり商品ジャンルを「介護食」等の単一ジャンルに限定し、集客エリアを都道府県レベルまで絞り込んだミニ商談型展示会である「CareTEX One」を展開し、より目的や営業対象エリアに合致した、商談機会を提供しております。

当社では、アクティブバイヤーの来場割合が7割を占める当社運営の商談型展示会をマッチング・プラットフォームと捉え、介護事業者のライフサイクルに合わせて、開業準備から開業、そして運営に至るまでの設備投資や購買、コンサルティング等といったニーズに応えることのできる各種サプライヤーとのマッチングを図ることで、介護事業者の事業拡大・事業運営効率化を支援できるものと考えております。

(2) M&A仲介事業

当社のM&A仲介事業は、商談型展示会の来場者の中で、M&Aによる事業承継ニーズを有する介護事業者に対し、M&A仲介サービスを提供しており、譲渡契約締結による成功報酬型での仲介手数料を頂いております。

当社が保有する約3千件の介護事業譲受希望者リストの事業者に対して、事業形態・エリア・規模等の譲受希望条件が合致する売却希望案件を紹介することで、買い手候補者の探索や成約期間の短縮を図っております。その結果、一案件当たりにかかる人件費等の営業活動費を低く抑えることができるため、より安価で仲介しております。

(3) WEBマッチング事業

介護用品や高齢者施設向け設備・備品を取り扱う各種サプライヤーから掲載料を頂くことで、WEB上の「CareTEXクラウド」に商品やサービスの情報を掲載します。当社が運営する「CareTEXクラウド」に掲載された情報を見た介護事業者が、商品サービスの検索、見積/資料請求、レクリエーション情報検索を行うことで、介護事業者と各種サプライヤーとのマッチングが実現するサービスの提供を行っております。

2. BtoC事業の概要

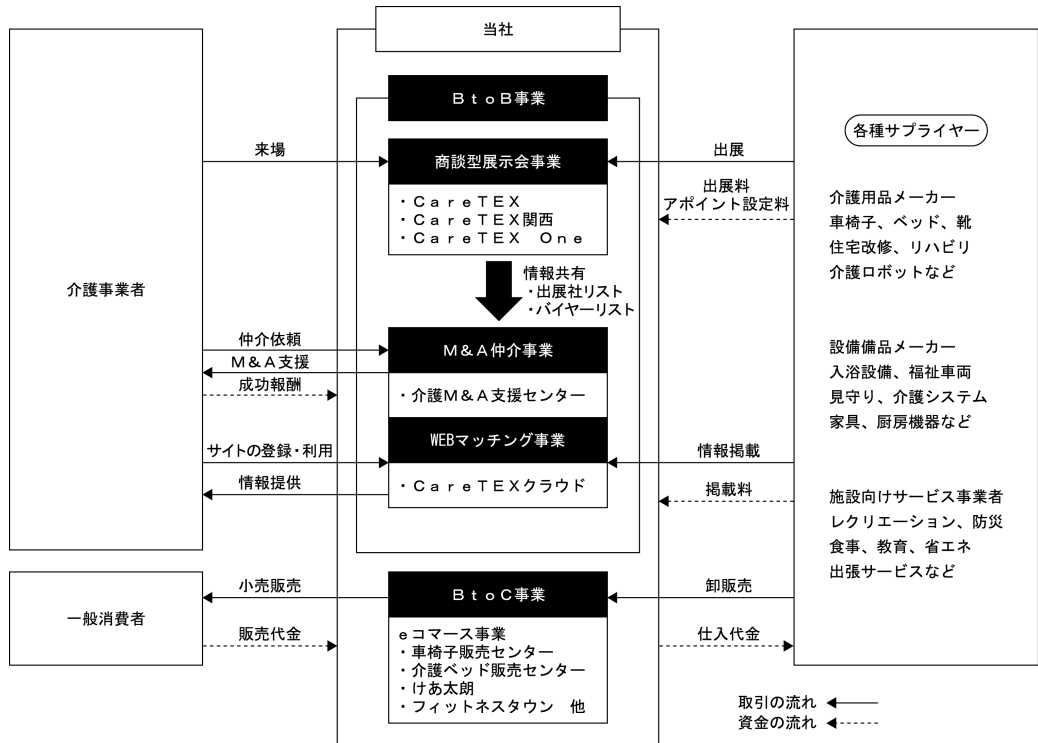
eコマース事業

主に一般消費者を顧客としたBtoC事業は、介護用品等の商材を各種サプライヤーから仕入れ、一般消費者に対してインターネット販売(eコマース)を行う事業です。販売にあたり、高齢者が多いという顧客属性を考慮し、問合せ電話番号を大きく表示し、電話にて販売スタッフがお客様の立場に立って同じ画面を見ながら一緒に最適な商品探しをするという「対面販売に限りなく近い接客」にこだわり、お客様に寄り添うサービスを心がけております。又、商品の比較・検索性に配慮し、車いす、杖・ステッキ、介護ベッドなど単一商品ジャンル毎に専門店化したサイトで販売を行っております。

当社の提供するBtoC事業における主なeコマースサイトは以下の通りであります。

名称	内容等
けあ太朗	高齢者向けの商品を取り揃えた総合通販サイト。介護用品、健康用品、シニア雑貨約3万7千点を販売(平成30年1月末現在)
車椅子販売センター	車いすの専門通販サイト。約400点の車椅子を販売(平成30年1月末現在)。一部商品において返品保証制度や部品販売等、ご購入後のサポートを行う。
介護ベッド販売センター	介護ベッドの専門通販サイト。パラマウントベッド他、ベッド専門メーカー等の介護ベッドを取り扱う。本体だけでなく、オプション品の品揃えにも配慮。
くつ急便	介護靴・ケアシューズの専門通販サイト。介護靴の専門メーカーの商品を中心に、セミオーダー品の受注等きめ細かいニーズに対応するサービスを実施している。
杖・ステッキ販売センター	杖・ステッキの専門通販サイト。国内メーカーから輸入杖まで約1,000点の杖を販売(平成30年1月末現在)。
シルバーカー販売センター	シルバーカーの専門通販サイト。ショッピングカート用途から歩行補助のための歩行車、歩行器まで、約700点のシルバーカーを販売(平成30年1月末現在)。
赤ちゃんタウン	ベビー用品の総合通販サイト。ベビーカーや寝具などの販売を行う。
ベビーベッド販売センター	ベビーベッドの専門通販サイト。家庭用から業務用までの販売を行う。
フィットネスタウン	フィットネス用品・健康器具の総合通販サイト。家庭用から業務用までの販売を行う。
ルームランナー販売センター	ルームランナーの専門通販サイト。ダイエットや運動不足解消からアスリート仕様まで、用途に応じたルームランナーの販売を行う。
医療の王様	医療用品の総合通販サイト。病院・クリニックの備品から医療機器まで、約3万6千点を販売(平成30年1月末現在)。

【事業系統図】



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
40 [3]	34.0	2.3	5,383

セグメントの名称	従業員数(名)
BtoB事業	27 [2]
BtoC事業	5 [1]
全社(共通)	8 [—]
合計	40 [3]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（使用人兼務役員を含む。）を記載しております。臨時雇用者数は〔 〕内に最近1年間の年間平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. 最近日までの1年間において従業員が14名増加しておりますが、主として業容の拡大に伴う期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第11期事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社が主に事業を行う介護業界においては、内閣府発表の平成28年版高齢社会白書によりますと、わが国の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、2015年の26.7%から2025年には30.3%に上昇すると推計されており、介護サービスの需要が拡大していることを背景に、介護事業者並びに各種サプライヤーの新規参入意欲は引き続き旺盛であるとみております。一方、オーナー社長の高齢化に伴う後継者問題や平成27年4月からの介護報酬改定に伴う介護報酬の引き下げ等の影響を背景としたM&Aによる事業承継への期待が高まっているとみられます。

このような環境のもと、BtoB事業は、介護業界において新規参入や業容拡大を図る各種サプライヤーと、高齢者施設等の新設・修繕等を検討する介護事業者のマッチングを促進すべく、これまでeコマースサイトの運営にて培ってきたノウハウ・経験を活かした介護事業者向け情報検索・マッチングサイトである「CareTEXクラウド」の提供を開始したほか、「商談型展示会『CareTEX』」としては関西地方への初進出となる「CareTEX関西2016」を開催し、介護事業者と各種サプライヤーのデータベースの整備拡大に努めてまいりました。また、介護業界におけるM&Aによる事業承継ニーズに応える「介護M&A支援センター」は、営業人員を増加して関西圏をはじめとする地方への営業強化に取り組み、CareTEXでのセミナー開催・ブース出展も行い、新規顧客を開拓して参りました。

BtoC事業は、商品登録点数の拡大や一括仕入れによる仕入価格コストの低減に取り組みましたが、介護分野においてeコマースを行う事業者の増加により競争環境が悪化し、収益性は低下いたしました。

以上の結果、当事業年度における当社の売上高は1,112,504千円(前年同期比19.6%増)となり、営業利益は67,170千円(同116.0%増)、経常利益は66,721千円(同118.5%増)、当期純利益は47,779千円(同142.0%増)となりました。

セグメント別の業績は以下の通りです。

(イ) BtoB事業

BtoB事業では、商談型展示会事業については、商談型展示会に来場する介護事業者及び出展する各種サプライヤーを新規に獲得し、その情報をデータベース化することが、同データベースを活かした事業の拡大に活用できることから、前年を上回る出展社及び来場者を獲得するために毎年東京で開催している「CareTEX」に加え平成28年12月にインテックス大阪において、関西で初めて「CareTEX関西2016」を開催し、関西・近畿圏の介護事業者を来場者として獲得しております。また、「CareTEXクラウド」については、各種サプライヤーと介護事業者の間に立ち、営業アポイント取得代行サービスや、介護事業者をターゲットとしたBtoBのeコマースの提供等、新しい形のマッチングビジネスの取組を進めております。

M&A仲介事業については、営業人員を増加して関西圏をはじめとする地方への営業を強化したことに加え、「CareTEX」及び「CareTEX関西」において介護事業者向けにM&Aについてのセミナーを開催し、売却相談や買手ニーズを収集するなど、商談型展示会事業とのシナジーによる顧客開拓を行った結果、問い合わせ案件は堅調に増加し、成約組数を前期の9組から25組へと増やすことができました。

以上の結果、当事業年度においては、BtoB事業の売上高は、498,426千円(前年同期比68.8%増)となり、セグメント利益は182,423千円(同146.2%増)となりました。

(ロ) BtoC事業

BtoC事業では、「対面販売に限りなく近い接客」として、eコマースによる販売でありながら電話接客による親身な対応をはじめとした、お客様に寄り添うサービスを心がけております。お客様のニーズに応えるために商品登録点数の拡大や、一括仕入れによる仕入価格コストの低減に取り組みましたが、介護分野においてeコマースを行う競合サイトの出現による広告掲載単価の上昇や価格競争による値下げ販売を余儀なくされ、前年同期比ではその収益性は低下致しました。

以上の結果、当事業年度においては、BtoC事業の売上高は、614,077千円(同3.3%減)となり、セグメント利益は16,650千円(同67.3%減)となりました。

第12期第3四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、海外の政治・経済情勢の不透明感や、国内における人手不足といった懸念材料があるものの、国内企業収益や雇用情勢、個人消費はゆるやかな回復基調で推移しております。

当社が主に事業を行う介護業界においては、第11期に引き続き、介護サービスの需要が拡大していることを背景に、介護事業者並びに各種サプライヤーの新規参入意欲は引き続き旺盛であるとみております。また、平成30年4月からの介護報酬改定を見据えた介護事業所の企業再編も加速しており、M&Aによる事業承継の需要がますます高まっているとみております。

このような環境のもと、当社ではこれまで培ってきた商談型展示会のノウハウ・経験を活かし、今後の事業展開を見据え、健康分野等の新しい領域を含んだ商談型展示会の開催に向けての活動の実施、医療等の新業種領域へのM&A仲介サービスの提供の開始や商品ジャンル特化型展示商談会「CareTEX One」の開催といった、新しい形でのマッチングサービスの企画に取り組み、介護業界におけるマッチング・プラットフォームの確立に注力してまいりました。また、平成29年10月には関西圏での介護業界の商談型展示会の定着を図り、今後の安定的な開催に繋げるために、関西地域での第2回目となる「CareTEX関西2017」を開催しております。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は716,250千円となり、営業損失は100,168千円、経常損失は100,251千円、四半期純損失は65,645千円となりました。

当第3四半期累計期間における各セグメントの概況は、以下の通りであります。

(イ) BtoB事業

BtoB事業は、商談型展示会である「CareTEX」の運営、介護事業者及び医療事業者向けのM&A仲介サービスの提供、介護事業者向け情報検索・マッチングサイトである「CareTEXクラウド」を運営しております。また、出展商品を単一のジャンルに絞り、対象エリアを都道府県レベルまで絞り込むことで、より密度の高いマッチングの促進を狙った「CareTEX One」を平成29年10月に横浜で開催するなど、各種サプライヤーと介護事業者の間に立ち、新しい形でのマッチングビジネスの取組を進めております。M&A仲介サービスについても、定期的なダイレクトメールの送付による売り手案件の開拓や、買い手登録事業者へのメール等での定期的なコンタクトを実施した結果、当第3四半期累計期間において成約組数が27組(前年同期比14組増)となった他、当第1四半期会計期間より医療事業者向けのM&A仲介サービスも開始しております。

以上の結果、当第3四半期累計期間においては、「CareTEX関西2017」及び「CareTEX One」の売上を計上したことから、BtoB事業の売上高は、288,871千円となり、セグメント利益は39,347千円となりました。

(ロ) BtoC事業

BtoC事業は、主に介護用品や健康器具を取り扱うeコマースサイトを運営しており、特に介護用品の分野では、eコマースサイトでありながら電話接客を強く打ち出した「対面販売に限りなく近い接客」にこだわり、お客様に寄り添うサービスを心がけております。また、集客のためにリスティング広告における出稿キーワードや表示文の調整及び入札単価の調整に取り組みましたが、競合サイトとの販売価格競争や広告入札単価競争による広告出稿コストの増加等により、収益性が悪化いたしました。

以上の結果、当第3四半期累計期間においては、BtoC事業の売上高は、427,379千円となり、セグメント損失は10,165千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第11期事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ82,995千円増加し、372,034千円(前事業年度末比28.7%増)となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は92,682千円(前事業年度は63,316千円の獲得)となりました。これは主に、税引前当期純利益66,586千円を計上したことに加え、平成29年10月開催の「C a r e T E X関西2017」の申込金の入金期限早期化により、前受金が32,974千円増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は11,114千円(前事業年度は973千円の獲得)となりました。これは主に、定期預金の積立による支出2,520千円があった一方で、貸付金の回収による収入13,934千円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は20,801千円(前事業年度は92,223千円の獲得)となりました。これは主に、新株予約権の行使及び第三者割当増資による株式の発行による収入41,674千円があった一方で、長期借入金の返済による支出62,475千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

第11期事業年度及び第12期第3四半期累計期間の事業領域ごとの販売実績は、次の通りであります。

事業領域の名称		第11期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		第12期第3四半期 累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
		販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
B to B事業	商談型展示会	344,025	138.5	105,381
	M&A仲介	152,181	325.1	172,972
	WEBマッチング	2,218	2,190.3	10,518
B to B事業 計		498,426	168.8	288,871
B to C事業	eコマース	614,077	96.7	427,379
合計		1,112,504	119.6	716,250

(注) 1. 最近2事業年度及び第12期第3四半期累計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. WEBマッチングには、CareTEXクラウドへの掲載料や、営業アポイント取得代行サービスの売上を含んでおります。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、高齢者施設・介護事業者とメーカー・卸業者・サービス事業者に、適切で効率的な情報マッチングが可能なプラットフォームを提供することで、介護業界を活性化し、豊かな超高齢社会を実現したいと考えております。

そのため、当社は「経営理念」を以下の通り定めております。

- 一. マッチングの満足度を最大化する
- 二. 新しいサービスの創造で新しい市場を創造する
- 三. 利益を伸ばし続けることがみんなの幸せになる
- 四. 不正を行わず、誠実にビジネスを行う
- 五. 変わらず生き続けるために変わり続ける

(2) 経営環境及び経営戦略

わが国の高齢化率は年々上昇し、当社が主に事業を行う介護業界においては、介護サービスの需要が拡大していることを背景に、介護事業者並びに各種サプライヤーの新規参入意欲は引き続き旺盛であるとみております。また、介護事業におけるM&A市場においては、オーナー社長の高齢化に伴う後継者問題や平成27年4月からの介護報酬改定に伴う介護報酬の引き下げ等の影響を背景としたM&Aによる事業承継への期待が高まっているとみられます。

このような環境下で、当社では、介護業界において新規参入や業容拡大を図る各種サプライヤーと、高齢者施設等の新設・修繕等を検討する介護事業者のマッチングをより一層促進すべく、現在東京・大阪・横浜にて開催している商談型展示会を、今後は他の都市圏にも展開することで、来場者の拡大を図っていく方針であります。また、商談型展示会において、各種サプライヤーと、来場者として集う介護事業者のアクティブバイヤーとの商談の活性化を図るために、商談型展示会を通じて得られたアクティブバイヤーと出展社である各種サプライヤーの情報をデータベース化し、業界特有の課題やニーズを収集・集約し、ニーズに応じたサービスの開発を行う予定であり、介護業界におけるマッチング・プラットフォームとしての役割を確立していく方針であります。

M&A仲介事業については、介護業界におけるM&Aによる事業承継ニーズにより一層応えるべく、広告宣伝活動の拡大、営業コンサルタントの拡充及び、データベースを活かしたマッチング精度の更なる向上による早期成約化を図ることで、M&Aによる事業承継の期待に応えていく方針であります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社では、主な経営指標として、企業の事業活動の成果を示す営業利益を重要な経営指標と考えております。

また、収益性判断の指標に営業利益率を掲げているほか、資本及び資産の効率性判断の指標に自己資本当期純利益率、財務の安定性判断の指標に自己資本比率を掲げ、バランスの取れた企業価値の継続的拡大を目指しております。

また、事業別には、商談型展示会事業については主な収入である出展料が出展小間数×小間単価となり、小間単価に大きな変動がないため、出展小間数（出展社に貸し出すために仕切られたスペースの単位）を重要な指標としており、M&A仲介事業については主な収入である仲介手数料が成約組数×手数料単価となり、手数料単価に大きな変動がないため、成約組数を重要な経営指標としております。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下の通りであります。

① サービスの継続的成長

当社は、商談型展示会をマッチング・プラットフォームとして捉え、商談型展示会の開催を通じて得られたアクティブバイヤーと各種サプライヤーの情報をデータベース化することで、介護事業者の開業準備からの開業、そして運営というライフサイクルの各段階に応じた設備投資、購買、コンサルティングといったサービスとのマッチングが可能となり、事業の拡大・事業運営の効率化を支援できるものと考えております。このマッチング・プラットフォームは、介護事業を経営・運営するアクティブバイヤー及び、介護事業者へサービス提供を行う各種サプライヤーによって支えられていると考えており、アクティブバイヤーや各種サプライヤーが求めるニーズに応えるための継続的なサービス拡充を課題と認識しております。

各事業において以下項目を対処すべき重要課題として、取り組んでおります。

a. 商談型展示会事業

当事業においては、介護事業者とサプライヤーのマッチングの促進（商談型展示会における商談数及び商談密度の向上）が、商談型展示会事業における満足度の向上に繋がると考えており、更なるマッチングの促進を図ることが課題であると捉えております。現在は東京と大阪の2地域において商談型展示会「C a r e T E X」を開催しておりますが、サプライヤーの販路拡大等の期待に応えるためには、開催地域以外からの介護事業者の来場が課題と考えております。

この課題に対処すべく、これまで開催してきた東京と大阪の2つの地域以外にも、開催地域を増やしていく予定であり、福岡や埼玉といった地域で開催をしていく方針であります。この開催エリアの拡大による地理的広がりにより、新たな介護事業者とサプライヤーのマッチング機会を提供できるよう取り組んでいきたいと考えております。

b. M&A仲介事業

当事業においては、譲渡希望先、譲受希望先双方にとって事業及び会社の売買は重い決断であることから、双方のマッチング精度の更なる向上が課題であると捉えております。

この課題に対処すべく、より多くの選択肢の中から最適なマッチングが図れるよう、現在約3千件の介護事業譲受希望者リストの更なる拡充・整備を進めるとともに、M&Aコンサルタントの採用・育成を通して業務・サービスの品質を高めることで成約率の向上に努め、量と質の両面で双方のマッチング精度の更なる向上に取り組んでいきたいと考えております。

c. WEBマッチング事業

当事業においては、収益化に向けてサービス利用者にとって使い勝手の良い仕組みを早期に構築することが課題であると捉えております。

当事業においては、「C a r e T E Xクラウド」及び「営業アポイント取得代行サービス」の運営をしており、「C a r e T E Xクラウド」においては、サイト内の情報コンテンツ及び情報検索機能等の充実を図ることで、サービス利用者にとっての利便性の向上を目指すとともに、継続的に利用されるための新たなサービスの開発に取り組んでいく予定であります。

d. eコマース事業

当事業においては、介護需要の高まりと同時に、当社が運営する介護用品向けECサイトへのお客様のご要望も高まっており、より一層の顧客サービスの充実が課題となっております。

この課題に対応すべく、商品情報についてより正確かつ詳細な情報提供を行うとともに、テレフォンオペレーターのサービス品質の向上により、より適切な商品の購買・販売ができるECサイトの構築に取り組んでおります。

② 新技術への対応

当社が運営する情報マッチングサービス及びECサイトは、インターネット技術を利用しておりますが、消費者の利用環境や消費行動は著しく変化しており、新技術に適時に対応していくことが課題となっております。

この課題に対応すべく、ハードウェア並びにソフトウェアに関する様々なテクノロジーを積極的に取り入れ、業務オペレーションの効率化を図るとともに、売り手と買い手の最適なマッチングが図れるような新しいサービスの開発・提供に取り組んでおります。

③ 人材の確保・育成

当社では、今後のさらなる事業拡大を目指す上で、最重要となる経営資源は人的資源であると考えており、その確保が課題となっております。

この課題に対応すべく、中途採用活動を積極的に実施し、専門知識や経験を有する人員の確保に努めていくとともに、新卒採用で確保した人材の教育活動の強化に取り組んでおります。

なお、M&A仲介事業においては、M&Aや経営の専門知識を有し、経営者を相手に高いレベルの交渉ができる優秀な人員を獲得し、育成・維持していく方針であります。商談型展示会事業においては、業容拡大のために新規展を企画し、新分野へ提案型営業をできる人員を獲得し、育成・維持していく方針であります。

④ 経営管理体制と内部管理体制の強化

当社では、市場動向、競合企業の動向、顧客ニーズ、技術革新等の変化に対して速やかに対応できる組織を運営するための経営管理体制のさらなる強化が課題となっております。

この課題に対応すべく、社内外問わず積極的な意見交換、公正な人員評価、組織を横断したプロジェクトチーム作り等を通じて環境変化にいち早く対応できる経営管理体制の構築に取り組んでおります。また一方で、組織が健全かつ効率的に運営されるように、多様化するリスクを正しく把握し、対処しながら収益をあげていくとともに、コンプライアンスの強化を重視した内部管理体制の整備、強化にも取り組んでおります。

4 【事業等のリスク】

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に取り込む方針がありますが、当社の経営状況及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクをすべて網羅しているものではありませんので、この点にご留意ください。

1. 事業環境に関連するリスクについて

(1) 介護関連市場について

当社は介護事業者を対象とした展示会の主催、M&A支援及び情報マッチングサービスの運営といったサービスを提供しておりますが、介護事業者は介護保険法の適用を受けるサービスの提供を事業内容とするため、介護保険制度の影響を受けることになります。

介護保険制度は3年毎に介護保険法及び介護報酬の改正が行われており、これに合わせて3年を1期とする市町村介護保険事業計画の策定が行われております。法令の改正及び大幅な報酬改定により、当社の取引先である介護事業者が事業内容の変更を余儀なくされる等の影響を受けた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 展示会市場について

展示会は一度開催された場合、毎年定期的に開催される性質を有していることに加え、ノウハウの蓄積により、異業種への横展開が比較的容易であります。しかしながら、展示会を開催するにあたっては、開催規模に応じ、かつ来場者のアクセスの良い会場を用意する必要がありますが、当社が予定した通りに会場の確保が進まない場合や、自然災害等により会場が使用困難となった場合、展示会の開催ができず、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、金融危機等の経済動向によっても、出展社による出展の見合わせや来場者数の減少が発生する可能性があり、それらの結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) M&A市場について

M&A市場は、オーナー経営者の高齢化に伴う後継者問題や介護保険制度の改定等を背景に堅調な需要があります。今後も、出口戦略の1つとしてのM&Aの活用やノンコア事業からの撤退手段としてのM&Aの活用等により、市場は更に拡大する可能性があるものと予測しており、当社でも様々なM&Aニーズに対応できるように体制を整備しております。しかしながら、将来的な後継者問題解決としてのM&A譲渡ニーズが減少に転ずること、当社が対象としている事業の対象市場の動向によりM&A買収ニーズが減少に転ずること等を要因として、市場が縮小した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、現状M&A仲介業務を直接的に規制する法令等はなく、許認可制度や資格制限もありません。しかしながら、今後、法令等の制定・改定により、また、法解釈の変更により、M&A仲介業務に対する何らかの規制を受けることとなった場合、当社の経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

上記に加え、M&A取引又はM&A制度にかかる金融商品取引法、会社法、税法、対象とする市場領域の関連法等の法改正が行われることで、社会におけるM&Aニーズも変化する可能性があり、それらの結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) インターネット関連市場について

当社は、情報マッチングサービスの運営及びeコマースサービスを、インターネット技術を用いてサービス提供しており、インターネットの更なる発展は当社の事業の成長にとって重要であります。今後新たな法的規制の導入、法解釈の変更、技術革新の遅れなど、予期せぬ要因により、インターネット業界全体及び関連市場の成長が鈍化した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、インターネット業界においては、スマートフォンの普及やクラウドサービスの普及、A I（人工知能）の活用等、新技術・新サービスが次々と生み出されており、当社の事業においてもこれらの変化に対応していく必要があると認識しており、サービスの改良に取り組んでおります。しかしながら、技術革新において当社が予期しない変化が生じた場合、既存システムの改良、新たな開発等による費用の支出が必要となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 当社の収益構造に関するリスクについて

当社が運営しているサービスのうち、商談型展示会事業について売上高及び営業利益の計上が展示会開催月に偏重します。そのため、展示会の開催時期や開催場所、展示会の規模やタイプの異なる展示会を増やしていくこと、またM&A仲介事業も拡大していくことで、年間を通して売上及び利益の計上時期を平準化していく方針であります。当社が予定した通りに会場が確保できない場合や、来場者及び出展社の確保が困難になる事態が発生した場合、M&Aコンサルタントの採用が予定通りに進まない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成30年3月期における四半期別の売上高及び営業損益の推移は以下の通りであります。

(単位：千円)

四半期別売上高・営業損益推移	第1四半期会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	第2四半期会計期間 (自平成29年7月1日 至平成29年9月30日)	第3四半期会計期間 (自平成29年10月1日 至平成29年12月31日)
売上高	210,850	186,073	319,326
営業利益又は営業損失(△)	△37,927	△85,906	23,665

3. 事業内容に関連するリスクについて

(1) 商談型展示会事業について

当社では現在「CarTEX」（例年3月頃開催）と「CarTEX関西」（例年10月頃開催）の二つの展示会を開催しており、平成30年7月からは「CarTEX福岡」（例年7月頃開催を予定）の開催も予定しております。今後も新しい展示会の積極的な開催により、月別の損益及び業務量の平準化を図る予定です。

当社は商談型展示会を開催することによって、アクティブバイヤー並びに業界のサプライヤーの情報をデータベース化しており、双方の決裁権限者（サプライヤーにおいては販売価格の決定権を有する権限者）に直接アクセスできるという利点を活かしてM&A仲介の提案や営業アポイント取得代行サービスといった展示会以外のマッチングサービスの提供が可能となることから、入り口としての商談型展示会を重要なものであると捉えております。しかしながら、当社が主催する商談型展示会の開催内容の陳腐化や、来場者数の確保が困難になる事態が発生した場合並びに出展社企業の出展数の減少といった事態等が発生した場合には、当社の計画通りに推移せず、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、商談型展示会の開催には、会場の確保・出展社の獲得及び来場者の誘致といった各局面において、開催分野における業界の専門知識や展示会運営についてのノウハウが必要であるため、参入障壁は高いものと考えておりますが、同様のノウハウを有する競合が参入した場合、当社が開催する商談型展示会への出展社の出展意欲が競合展へと分散し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、商談型展示会においては、出展社による知的財産権を侵害した展示、出展社・来場者間の紛争発生、展示場内の安全管理上の問題、その他の何らかの要因により、当社が主催者責任を問われて訴訟を提起された場合等において、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) M&A仲介事業について

M&A仲介事業は譲渡意向のある企業と買収意向のある企業を、当社の保有する企業情報のデータベースを活用して仲介するサービスであります。当社は両者のマッチングが円滑に進み、早期に成約に至るよう案件の進捗管理を適時に実施しておりますが、両者での条件交渉が難航する場合や、両者のデューデリジェンス作業が遅延すること等を要因として、想定どおりに案件が進捗しない場合並びに成約時期の変動・成約規模の変動が見受けられた場合、期間毎の業績が大きく変動する可能性があるとともに、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社ではコンプライアンスを遵守しM&Aの仲介を行うよう社内体制の整備に努めており、仲介業務においては公平・中立の立場で業務を進められるように倫理にも配慮するよう細心の注意を払っております。しかしながら、情報提供の過誤、譲渡先・買収先間の紛争、その他の何らかの要因により、当社が仲介手数料の返還や減額等を求められた場合等において、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) CareTEXクラウドについて

「CareTEXクラウド」については、介護事業者に特化した事業者向けのWeb上における情報マッチングサービスの運営を行っており、利用者にとって価値のある新しいサービスを展開できるよう常に検討しております。新規サービスの提供にあたってはその性質上、需要予測が外れ、投資を回収できなくなる可能性や、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社においては、商談型展示会を通じて得られるアクティブバイヤー並びにサプライヤー情報をデータベース化してサービスの提供を行っているために、先行投資を最小限に抑えることを可能にしておりますが、当社の利用者層を対象とした情報サービスを部分的に提供する競合が参入する可能性もあることから、今後、資金力、ブランド力を有する企業が類似のサービス提供を行った場合、収益性が低下すること等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

加えて、「CareTEXクラウド」においては、サプライヤーの情報提供の過誤、知的財産権侵害、利用者間の紛争、その他の何らかの要因により、当社が訴訟を提起された場合等において、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) eコマースについて

eコマースにおいては、システムの安定稼働やサイバー攻撃対策等について十二分に配慮しているものの、何らかの原因による当社サーバー等への一時的な過負荷や外部からの不正アクセス、役職員の過誤によるシステム障害が発生する可能性があります。そのような結果が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、eコマースは、少ない投資で誰もが簡単に開始できることから、参入障壁が低い競合が激しいビジネスモデルであることを認識しております。当社が展開するeコマースにおいては、介護用品領域において商品取扱規模や販売価格等に強みを有しております。しかしながら、新規競合の参入に伴う販売価格の値下げによる採算性の悪化や、広告出稿量の増大による費用増加等が発生する可能性があり、そのような事態となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、eコマースにおいては、知的財産権侵害、商品の瑕疵、欠陥、その他の何らかの要因により、当社が訴訟を提起された場合等において、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 人材の獲得、確保、育成について

当社が事業を拡大するにあたり、展示会・M&A・インターネットサービスに関しての専門知識及び経験を有する人員の獲得、育成、維持が重要な課題であると認識し、これに取り組んでおります。しかしながら、人材を適時に確保できない場合、人材が大量に社外流出してしまった場合、あるいは人材育成が計画通りに進捗しない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は事業規模に応じた組織体制を志向しており、現時点では比較的小規模な組織で事業運営を行っていることから、従業員が欠けるような事態に至った場合の経営成績及び財政状態への影響は相対的に大きいものと考えられます。

(6) 情報セキュリティの管理について

当社は、商談型展示会の開催毎に取得したアクティブバイヤー並びにサプライヤーの情報、「介護M&A支援センター」から登録されたM&Aの買収意向を持つ企業の情報、並びにeコマースでの会員・購入者情報をそれぞれデータベース化して保有しており、その保管やデータ利用についてはアクセス権者を制限する等、注意を払っております。当社では、上記のような顧客から入手した情報が漏洩しないよう、社内規程を整備し、情報の保管管理を徹底するとともに、役職員に対しても情報の取扱いに関する教育を実施しております。しかしながら、不測の事態等により、情報の漏洩、情報の消失等が発生した場合、損害賠償請求等の金銭補償や信用力の低下、当社としての強みであるデータベース価値の著しい低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 個人情報管理について

当社は、商談型展示会事業を通じて個人情報を収集しているほか、eコマース事業を通じて購入者の個人情報を取り扱っております。当社では、「個人情報の保護に関する法律」に従い、社内規程を整備し、個人情報保護の厳正な管理を行っております。このような対策にも関わらず、個人情報の漏洩や不正使用等の事態が生じた場合、損害賠償請求等の金銭補償や信用力の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. その他のリスクについて

(1) 特定人物への依存について

当社代表取締役社長 新村祐三は、当社の創業者及び経営の最高責任者であり、当社は経営方針や事業戦略の決定等といった経営の重要な部分を同氏に依存しております。当社は、過度に同氏に依存しないよう、経営幹部役職員数の拡充、育成及び権限委譲による体制の構築等により、経営組織の強化に取り組んでおりますが、十分な体制の構築が整うより以前に、同氏の業務執行が困難となるような事態が緊急に生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 知的財産権の侵害について

当社は、当社が保有する商標権などの知的財産権の取得及び保護に努めております。また、他者の知的財産権に対しても問題が発生しないよう努めており、過去もしくは現時点において、当社に対し第三者からの知的財産権の侵害等による訴訟が発生した事実はありません。しかしながら、今後当社の事業分野において第三者が得た知的財産権等の内容によっては、当社に対する損害賠償等の訴訟が発生する可能性があります。当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 訴訟について

本書提出日現在において、当社が当事者として関与している訴訟手続きはありません。しかし、今後の当社の事業展開の中で、第三者が何らかの権利を侵害され、又は損失を被った場合、もしくはシステム障害等によって利用者に損害を与えた場合等、当社に対して訴訟その他の請求を提起される可能性があります。損害賠償の金額によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害、事故等について

当社では自然災害、事故等に備え、サーバーの分散化、データの定期的バックアップ、システム稼働状況の監視によりシステムトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社本社の所在地である関東圏において、大地震、台風等の自然災害や事故等により、設備の損壊や電力供給の制限等の事業に支障を来たす事象が発生し、システムの利用が制限された場合、当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 配当政策について

当社は、今後の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施していません。株主への利益還元につきましては、経営の最重要課題のひとつと位置づけておりますが、現在は内部留保の充実に注力する方針であります。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討していく方針ではありますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であり、業績次第では今後安定的な配当を行うことができないリスクが存在します。

(6) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対するインセンティブ目的として、ストック・オプションを付与しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、これらの新株予約権が行使条件を満たして行使された場合、当社株式が新たに発行され、当社株式の1株当たりの価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。尚、本書提出日におけるストック・オプションによる潜在株式数は294,000株であり、発行済株式総数2,124,000株の13.8%に相当しております。

(7) 資金使途について

今回計画している公募増資による資金調達の使用につきましては、人材採用費及び人件費、事務所移転、EC販売管理システム開発、借入金の返済に充当する予定であります。

しかしながら、急速に変化する事業環境に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途へ充当する可能性もあります。また、当初の計画通りに資金を使用したとしても、必ずしも当社の成長に寄与するとは限らず、期待通りの成果をあげられない可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載のうち将来性に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表を作成するにあたり重要となる当社の会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項 重要な会計方針」に記載の通りであります。

また、財務諸表の作成にあたっては、一部の箇所に過去の実績や状況等を基に、合理的と考えられる見積り及び判断を用いておりますが、実際の結果は見積りの不確実性によりこれらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第11期事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(資産)

当事業年度末における資産合計は513,804千円となり、前事業年度末に比べ90,218千円増加しました。

流動資産は490,956千円となり、前事業年度末に比べ91,644千円増加しました。主な増加要因は、株式の発行並びに営業活動による収益の獲得によって、現金及び預金が82,995千円増加したこと等であります。

固定資産は22,847千円となり、前事業年度末に比べ1,425千円減少しました。

有形固定資産は4,703千円となり、前事業年度末に比べ639千円減少しました。有形固定資産の主な減少要因は、本件事務所造作工事により500千円の増加があった一方で、減価償却費を1,139千円計上したことによるものであります。

無形固定資産は3,768千円となり、同3,230千円減少しました。無形固定資産の主な減少要因は減価償却費の計上によるものであります。投資その他の資産は14,375千円となり、同2,444千円増加しました。

投資その他資産の主な増加要因は、定期預金の預入によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は329,158千円となり、前事業年度末に比べ776千円増加しました。

流動負債は240,543千円となり、前事業年度末に比べ41,338千円増加しました。主な増加要因は、取引量の増加に伴う買掛金の増加4,756千円並びに前受金の増加32,974千円等であります。

固定負債は88,615千円となり、前事業年度末に比べ40,561千円減少しました。主な減少要因は、長期借入金が返済に伴い40,632千円減少したこと等であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は184,645千円となり、前事業年度末に比べ89,442千円増加しました。主な増加要因は、当期純利益の計上による利益剰余金の増加47,779千円に加え、株式の発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ21,061千円増加したこと等であります。

第12期第3四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

(資産)

当第3四半期会計期間末における資産合計は611,259千円となり、前事業年度末に比べ97,455千円増加しました。

流動資産は595,872千円となり、前事業年度末に比べ104,915千円増加しました。主な増加要因は、展示会における出展料の前受金が積み上がったことによって、現金及び預金が81,113千円増加したこと等によるものであります。

固定資産は15,386千円となり、前事業年度末に比べ7,460千円減少しました。

有形固定資産は3,932千円となり、前事業年度末に比べ771千円減少しました。無形固定資産は1,345千円となり、同2,422千円減少しました。投資その他の資産は10,108千円となり、同4,266千円減少しました。有形固定資産、無形固定資産の主な減少要因は、減価償却費の計上によるものであり、投資その他の資産の主な減少要因は、定期預金の預入期間が1年以内になったことによる、現金及び預金への変更によるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債は492,259千円となり、前事業年度末に比べ163,100千円増加しました。

流動負債は418,416千円となり、前事業年度末に比べ177,873千円増加しました。主な増加要因は、展示会の出展料の積上により、前受金が256,431円増加したこと等によるものであります。

固定負債は73,842千円となり、前事業年度末に比べ14,772千円減少しました。主な減少要因は、返済に伴う長期借入金の減少によるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産合計は118,999千円となり、前事業年度末に比べ65,645千円減少しました。減少要因は、四半期純損失65,645千円の計上によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第11期事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当事業年度の売上高は1,112,504千円と、前事業年度に比べ182,293千円の増加となりました。この主な要因は、介護事業者を対象としたM&A仲介事業が伸長したことによる業容拡大と、大阪において関西地方初となる商談型展示会「C a r e T E X 関西2016」の開催並びに東京において開催した「C a r e T E X 2017」の業容拡大等に伴う売上規模の拡大によるものであります。

売上原価は585,213千円となり、前事業年度に比べ36,118千円の増加となりました。この主な要因は、「C a r e T E X 関西2016」の会場費等の計上によるものであります。

この結果、当事業年度の売上総利益は527,291千円と、前事業年度に比べて146,175千円の増加となりました。これは主に、収益率の高いM&A仲介事業並びに商談型展示会事業の事業拡大によるもの等であります。

販売費及び一般管理費は460,120千円となり、前事業年度に比べ110,105千円の増加となりました。この主な要因は、人員増加に伴う人件費の増加48,683千円、展示会の業容拡大による印刷物等のPR費用が増大したことによる販売促進費の増加22,207千円、外部コールセンター利用による外注費の増加20,447千円等によるものであります。

この結果、営業利益は67,170千円と、前事業年度に比べて36,069千円の増加となりました。

営業外収益は762千円となり、前事業年度に比べ547千円の減少となりました。この主な要因は、前事業年度は派遣労働者雇用安定化特別奨励金の支給を受けたためであります。

営業外費用は1,211千円となり、前事業年度に比べ662千円の減少となりました。この主な要因は、借入金の返済に伴う支払利息の減少によるものであります。

この結果、経常利益は66,721千円と、前事業年度に比べて36,183千円の増加となりました。

特別利益は10千円となり、前事業年度に比べ9千円の減少となりました。これは主に前事業年度に、新株予約権の戻入益として20千円計上したことによります。

特別損失は145千円となり、前事業年度に比べ3,512千円の減少となりました。これは主に前事業年度に、サービスの提供方法の見直しに伴うソフトウェアの減損損失を3,657千円計上したこと等によります。

法人税等合計は18,807千円となり、前事業年度に比べ11,652千円の増加となりました。

この結果、当事業年度の当期純利益は47,779千円となり、前事業年度に比べ28,033千円の増加となりました。

第12期第3四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

当第3四半期累計期間において、M&A仲介事業における売上が伸長した事に加え、「C a r e T E X 関西2017」及び「C a r e T E X O n e 横浜」の開催もあったこと等から、売上高は716,250千円となりました。

売上原価は366,864千円となりました。

上記の結果、売上総利益は349,386千円となりました。

販売費及び一般管理費は、業容拡大に伴う人員増加に伴う人件費及び採用費用等の増大により、449,554千円となりました。

この結果、営業損失は100,168千円となりました。

営業外収益は417千円となりました。

営業外費用は500千円となりました。

この結果、経常損失は100,251千円となりました。

特別利益及び特別損失は発生していません。

法人税等合計は法人税等調整額の影響により、△34,606千円となりました。

この結果、四半期純損失は65,645千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

第11期事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ82,995千円増加し、372,034千円(前事業年度末比28.7%増)となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は92,682千円(前事業年度は63,316千円の獲得)となりました。これは主に、税引前当期純利益66,586千円を計上したことに加え、「C a r e T E X 関西2017」が前回に比べ開催時期が前倒しされた影響による申込金の入金期限早期化により、前受金が32,974千円増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は11,114千円(前事業年度は973千円の獲得)となりました。これは主に、定期預金の積立による支出2,520千円があった一方で、貸付金の回収による収入13,934千円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は20,801千円(前事業年度は92,223千円の獲得)となりました。これは主に、新株予約権の行使及び第三者割当増資による株式の発行による収入41,674千円があった一方で、借入金の返済による支出62,475千円があったことによるものであります。

(5) 主要な経営指標の状況

当社の経営成績に影響を与える主要な経営指標として、商談型展示会事業については、主な収入である出展料が出展小間数×小間単価となり、小間単価に大きな変動がないため、出展小間数（出展社に貸し出すために仕切られたスペースの単位）を重要な指標としており、M&A仲介事業については主な収入である仲介手数料が成約組数×手数料単価となり、手数料単価に大きな変動がないため、成約組数を重要な経営指標としております。それぞれの経営指標の推移及びその増加要因は以下の通りです。

①商談型展示会事業

第10期の合計小間数が増加した主な要因は、第9期のCareTEX東京の初回開催の実績を受けて、第9期には出展に至らなかった出展検討企業の出展が増加したことによるものであります。第11期の合計小間数が増加した主な要因は、CareTEX関西の開催を始めたことに加えて、出展対象企業が拡大（中国の介護事業者等）したことによるものであります。第12期の合計小間数が増加した主な要因は、営業人員を8名（前年度末比4名の増加）とすることによって出展検討企業への営業活動が増加したことに加えて、CareTEX東京の出展対象企業の拡大（VR・AI・IoT等の先端技術を有する企業や健康食品等を扱う企業等）やCareTEX関西の初回開催の実績を受けて、第11期には出展に至らなかった出展検討企業の出展が増加したこと及びCareTEX Oneの開催を始めたこと等によるものであります。

出展小間数の推移

（単位：小間数）

	第9期	第10期	第11期	第12期第3四半期累計期間
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日
CareTEX東京	411	560	593	783
CareTEX関西	—	—	235	273
CareTEX One	—	—	—	27
合計	411	560	828	1,083

(注) 1. 小間数は、各年度に開催した展示会の出展小間数を記載しております。

2. 第12期（平成30年3月期）の小間数は、CareTEX関西及びCareTEX Oneについては、開催済みの展示会に係る小間数を記載しており、CareTEX東京については、平成29年12月末日までの契約獲得実績を記載しております。

②M&A仲介事業

当社は、第10期（平成28年3月期）よりM&A仲介事業を開始しております。第11期の成約組数が増加した主な要因は、M&Aコンサルタント数を4名（前年度末比2名の増加）とすることによって、対応可能案件数が増加したことに加えて、案件開拓方法の多様化（銀行・証券会社等の提携先企業からの案件紹介の増加や、CareTEX会期中のセミナー開催、WEB・新聞・雑誌での記事掲載等）による受託案件数の増加によるものであります。第12期の成約組数が増加した主な要因は、M&Aコンサルタント数を平成29年12月末日現在で7名（前年度末比3名の増加）とすることによって、対応可能案件数が更に増加したことによるものであります。

M&A成約組数の推移

（単位：組数）

	第10期	第11期	第12期第3四半期累計期間
決算年月	平成28年3月	平成29年3月	自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日
成約組数	9	25	27

(注) 1. 成約組数は、各年度に成約したM&A組数を記載しております。

2. 第12期（平成30年3月期）の成約組数は、平成29年12月末日までの成約実績を記載しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております各種課題に対応していくことが重要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は、市場動向をはじめとした外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を推進していく方針であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第11期事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当事業年度における重要な設備投資は本社の人員増に伴い、執務スペース拡張の目的で、全社において500千円の造作を行っております

なお、当事業年度において設備の除却及び売却等はありません。

第12期第3四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

当第3四半期累計期間における設備投資はありません。

なお、当第3四半期累計期間において設備の除却及び売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下の通りであります。

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都品川区)	B to B事業 B to C事業 全社	本社事務所	4,137	566	3,768	8,472	27 〔4〕

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員(使用人兼務役員を含む。)を記載しております。臨時雇用者数は〔 〕内に1年間の平均人員を外数で記載しております。

4. 上記の本社事務所は、他の者から賃借しており、その内容は、下記の通りであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都品川区)	本社事務所	420.82	18,331

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成30年1月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都品川区)	EC販売管理シ ステムの置き換 え	20,000	—	増資資金	平成30年4月	平成31年3月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等を含んでおりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため記載を省略しております。

3. 平成31年3月期において本社移転を予定しておりますが、具体的な設備投資額は未定であります。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,490,000
計	8,490,000

(注)平成29年12月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し、発行可能株式総数は2,730,000株増加し、8,490,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,124,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	2,124,000	—	—

(注)平成29年12月15日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し、普通株式の単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

① 第4回新株予約権(平成22年7月26日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数(個)	10	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000(注)1	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50(注)2	—
新株予約権の行使期間	自 平成25年6月1日 至 平成32年5月31日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 25	—
新株予約権の行使の条件	(注)3	—
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	—

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、普通株式1,000株であります。当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとします。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、新株予約権発行後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併または株式交換を行い完全親会社となる場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。当社が当社の株式につき単元株式数の設定または変更を行う場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。

2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式」とあるのを「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」とあるのを「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

行使価額調整の算式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

- 1) 時価(ただし、株式上場前においては、行使価額調整式に使用する調整前行使価額をいう。以下同様とする。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式の処分を行う場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用するものとします。
- 2) 株式の分割または株式併合により当社普通株式を発行する場合。調整後行使価額は株式分割または株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用するものとします。
- 3) 時価を下回る価額をもって当社普通株式の新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の行使価額はかかる証券の割当日に、発行される全新株予約権の行使がなされまたは新株予約権付社債が全額転換されたものとみなし、その割当日の翌日以降これを適用するものとします。
上記に掲げた事由によるほか、当社の発行済株式数の変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とする場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできない。
- ④ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定、その他一切の処分をすることは出来ない。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2. に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦ その他の新株予約権の行使の条件
(注)3. に準じて決定する。

6. 本書提出日の前月末現在において、権利行使並びに対象者の退職に伴う失効により、第4回新株予約権については全て無くなっております。

② 第5回新株予約権(平成23年7月20日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数(個)	36	36
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000 (注)1	36,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50 (注)2	50 (注)2
新株予約権の行使期間	自 平成25年9月1日 至 平成33年6月30日	自 平成25年9月1日 至 平成33年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 25	発行価格 50 資本組入額 25
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	(注)4
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は普通株式1,000株であります。当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとします。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、新株予約権発行後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併または株式交換を行い完全親会社になる場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。当社が当社の株式につき単元株式数の設定または変更を行う場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。

2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式」とあるのを「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」とあるのを「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

行使価額調整の算式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

- 1) 時価(ただし、株式上市前においては、行使価額調整式に使用する調整前行使価額をいう。以下同様とする。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式の処分を行う場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用するものとします。
- 2) 株式の分割または株式併合により当社普通株式を発行する場合。調整後行使価額は株式分割または株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用するものとします。
- 3) 時価を下回る価額をもって当社普通株式の新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合。調整後の行使価額はかかる証券の割当日に、発行される全新株予約権の行使がなされまたは新株予約権付社債が全額転換されたものとみなし、その割当日の翌日以降これを適用するものとします。

上記に掲げた事由によるほか、当社の発行済株式数の変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とする場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできない。
- ④ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使は、以下の期日以降、本新株予約権者が既に行使した本新株予約権を含め以下の個数を上限に行使することができる。
平成26年4月1日以降：全割当総数36個のうち10個まで
平成29年4月1日以降：全割当総数36個のうち22個まで
平成31年4月1日以降：全割当総数36個のうち36個まで

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定、その他一切の処分をすることは出来ない。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2. に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦ その他の新株予約権の行使の条件
(注)3. に準じて決定する。

③ 第8回新株予約権(平成25年7月25日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数(個)	76	66
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	76,000(注)1	66,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50(注)2	50(注)2
新株予約権の行使期間	自平成28年6月1日 至平成35年5月31日	自平成28年6月1日 至平成35年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 25	発行価格 50 資本組入額 25
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	(注)4
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は普通株式1,000株であります。当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとします。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、新株予約権発行後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併または株式交換を行い完全親会社になる場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。当社が当社の株式につき単元株式数の設定または変更を行う場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。

2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり} \times \text{払込金額}}{\text{株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式」とあるのを「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」とあるのを「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

行使価額調整の算式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

- 1) 時価(ただし、株式上市前においては、行使価額調整式に使用する調整前行使価額をいう。以下同様とする。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式の処分を行う場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用するものとします。
- 2) 株式の分割または株式併合により当社普通株式を発行する場合。調整後行使価額は株式分割または株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用するものとします。
- 3) 時価を下回る価額をもって当社普通株式の新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合。調整後の行使価額はかかる証券の割当日に、発行される全新株予約権の行使がなされまたは新株予約権付社債が全額転換されたものとみなし、その割当日の翌日以降これを適用するものとします。

上記に掲げた事由によるほか、当社の発行済株式数の変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とする場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできない。
- ④ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使は、平成25年4月から平成30年3月までの間の当社のいずれかの事業年度において、当社の決算報告書に記載された一事業年度における営業利益が1億円を上回ることを条件とし、本新株予約権者は当該条件を満たした年度の翌年度以降の権利行使期間において、本新株予約権の行使を行うことができるものとする。
※本書提出日現在において、当該条件は成立しておりません。
- ⑥ 本新株予約権の行使は、以下の期日以降、本新株予約権者が既に行使した本新株予約権を含め以下の個数を上限に行使することができるものとする。但し、前各号の条件を満たしていない場合、本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
平成28年6月1日以降：全割当総数66個のうち21個まで
平成31年6月1日以降：全割当総数66個のうち41個まで
平成33年6月1日以降：全割当総数66個のうち66個まで

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定、その他一切の処分をすることは出来ない。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2. に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦ その他の新株予約権の行使の条件
(注)3. に準じて決定する。

④ 第9回新株予約権(平成26年6月25日定時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数(個)	50	46
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000(注)1	46,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50(注)2	50(注)2
新株予約権の行使期間	自平成29年6月1日 至平成36年5月31日	自平成29年6月1日 至平成36年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 25	発行価格 50 資本組入額 25
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	(注)4
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は普通株式1,000株であります。当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとします。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、新株予約権発行後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併または株式交換を行い完全親会社になる場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。当社が当社の株式につき単元株式数の設定または変更を行う場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。

2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり} \times \text{払込金額}}{\text{株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式」とあるのを「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」とあるのを「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

行使価額調整の算式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

- 1) 時価(ただし、株式上市前においては、行使価額調整式に使用する調整前行使価額をいう。以下同様とする。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式の処分を行う場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用するものとします。
- 2) 株式の分割または株式併合により当社普通株式を発行する場合。調整後行使価額は株式分割または株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用するものとします。
- 3) 時価を下回る価額をもって当社普通株式の新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合。調整後の行使価額はかかる証券の割当日に、発行される全新株予約権の行使がなされまたは新株予約権付社債が全額転換されたものとみなし、その割当日の翌日以降これを適用するものとします。

上記に掲げた事由によるほか、当社の発行済株式数の変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とする場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできない。
- ④ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使は、平成26年4月から平成31年3月までの間の当社のいずれかの事業年度において、当社の決算報告書に記載された一事業年度における営業利益が1億円を上回ることを条件とし、本新株予約権者は当該条件を満たした年度の翌年度以降の権利行使期間において、本新株予約権の行使を行うことができるものとする。
※本書提出日現在において、当該条件は成立しておりません。
- ⑥ 本新株予約権の行使は、以下の期日以降、本新株予約権者が既に行使した本新株予約権を含め以下の個数を上限に行使することができるものとする。但し、前各号の条件を満たしていない場合、本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
平成29年6月1日以降：全割当総数46個のうち15個まで
平成32年6月1日以降：全割当総数46個のうち31個まで
平成34年6月1日以降：全割当総数46個のうち46個まで

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定、その他一切の処分をすることは出来ない。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2. に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦ その他の新株予約権の行使の条件
(注)3. に準じて決定する。

⑤ 第11回新株予約権（平成27年7月31日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成29年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年1月31日）
新株予約権の数(個)	52	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52,000 (注) 1	50,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60 (注) 2	60 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成30年7月1日 至 平成37年6月30日	自 平成30年7月1日 至 平成37年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60 資本組入額 30	発行価格 60 資本組入額 30
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	(注) 4
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は普通株式1,000株であります。当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとします。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、新株予約権発行後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併または株式交換を行い完全親会社になる場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。当社が当社の株式につき単元株式数の設定または変更を行う場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。

2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり} \times \text{払込金額}}{\text{株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式」とあるのを「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」とあるのを「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

行使価額調整の算式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

- 1) 時価（ただし、株式上市前においては、行使価額調整式に使用する調整前行使価額をいう。以下同様とする。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式の処分を行う場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用するものとします。
- 2) 株式の分割または株式併合により当社普通株式を発行する場合。調整後行使価額は株式分割または株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用するものとします。
- 3) 時価を下回る価額をもって当社普通株式の新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合。調整後の行使価額はかかる証券の割当日に、発行される全新株予約権の行使がなされまたは新株予約権付社債が全額転換されたものとみなし、その割当日の翌日以降これを適用するものとします。

上記に掲げた事由によるほか、当社の発行済株式数の変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とする場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできない。
- ④ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使は、平成27年4月から平成32年3月までの間の当社のいずれかの事業年度において、当社の決算報告書に記載された一事業年度における営業利益が1億円を上回ることを条件とし、本新株予約権者は当該条件を満たした年度の翌年度以降の権利行使期間において、本新株予約権の行使を行うことができるものとする。
※本書提出日現在において、当該条件は成立しておりません。
- ⑥ 本新株予約権の行使は、以下の期日以降、本新株予約権者が既に行使した本新株予約権を含め以下の個数を上限に行使することができるものとする。但し、前各号の条件を満たしていない場合、本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
平成30年7月1日以降：全割当総数50個のうち23個まで
平成33年7月1日以降：全割当総数50個のうち38個まで
平成35年7月1日以降：全割当総数50個のうち50個まで

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定、その他一切の処分をすることは出来ない。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2. に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦ その他の新株予約権の行使の条件
(注)3. に準じて決定する。

6. 本書提出日現在において、対象者の退職に伴う失効により、新株予約権の数は48個、新株予約権の目的となる株式の数は48,000株となっております。

⑥ 第12回新株予約権（平成28年8月2日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成29年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年1月31日）
新株予約権の数(個)	60	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000 (注) 1	60,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	70 (注) 2	70 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成31年7月1日 至 平成38年6月30日	自 平成31年7月1日 至 平成38年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70 資本組入額 35	発行価格 70 資本組入額 35
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	(注) 4
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は普通株式1,000株であります。当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとします。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、新株予約権発行後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併または株式交換を行い完全親会社になる場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。当社が当社の株式につき単元株式数の設定または変更を行う場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。

2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式」とあるのを「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」とあるのを「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

行使価額調整の算式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

- 1) 時価（ただし、株式上市前においては、行使価額調整式に使用する調整前行使価額をいう。以下同様とする。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式の処分を行う場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用するものとします。
- 2) 株式の分割または株式併合により当社普通株式を発行する場合。調整後行使価額は株式分割または株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用するものとします。
- 3) 時価を下回る価額をもって当社普通株式の新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合。調整後の行使価額はかかる証券の割当日に、発行される全新株予約権の行使がなされまたは新株予約権付社債が全額転換されたものとみなし、その割当日の翌日以降これを適用するものとします。

上記に掲げた事由によるほか、当社の発行済株式数の変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とする場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできない。
- ④ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使は、平成28年4月から平成33年3月までの間の当社のいずれかの事業年度において、当社の決算報告書に記載された一事業年度における営業利益が1億円を上回ることを条件とし、本新株予約権者は当該条件を満たした年度の翌年度以降の権利行使期間において、本新株予約権の行使を行うことができるものとする。
※本書提出日現在において、当該条件は成立しておりません。
- ⑥ 本新株予約権の行使は、以下の期日以降、本新株予約権者が既に行使した本新株予約権を含め以下の個数を上限に行使することができるものとする。但し、前各号の条件を満たしていない場合、本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
平成31年7月1日以降：全割当総数60個のうち23個まで
平成34年7月1日以降：全割当総数60個のうち43個まで
平成36年7月1日以降：全割当総数60個のうち60個まで

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定、その他一切の処分をすることは出来ない。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2. に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦ その他の新株予約権の行使の条件
(注)3. に準じて決定する。

⑦ 第13回新株予約権（平成29年3月29日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成29年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年1月31日）
新株予約権の数(個)	46	38
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000 (注) 1	38,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	170 (注) 2	170 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成32年4月1日 至 平成39年1月31日	自 平成32年4月1日 至 平成39年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 170 資本組入額 85	発行価格 170 資本組入額 85
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	(注) 4
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は普通株式1,000株であります。当社が新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法の定めに従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合は次の算式によりその目的株式数を調整するものとします。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整目的株式数} = \frac{\text{調整前目的株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

また、新株予約権発行後に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併または株式交換を行い完全親会社になる場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。当社が当社の株式につき単元株式数の設定または変更を行う場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとします。

2. 当社が株式の分割又は併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり} \times \text{払込金額}}{\text{株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済み株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式」とあるのを「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」とあるのを「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

行使価額調整の算式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。

- 1) 時価（ただし、株式上市前においては、行使価額調整式に使用する調整前行使価額をいう。以下同様とする。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新規に発行または自己株式の処分を行う場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用するものとします。
- 2) 株式の分割または株式併合により当社普通株式を発行する場合。調整後行使価額は株式分割または株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用するものとします。
- 3) 時価を下回る価額をもって当社普通株式の新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合。調整後の行使価額はかかる証券の割当日に、発行される全新株予約権の行使がなされまたは新株予約権付社債が全額転換されたものとみなし、その割当日の翌日以降これを適用するものとします。

上記に掲げた事由によるほか、当社の発行済株式数の変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とする場合には、当社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。
- ③ 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできない。
- ④ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使は、平成29年4月から平成34年3月までの間の当社のいずれかの事業年度において、当社の決算報告書に記載された一事業年度における営業利益が1億円を上回ることを条件とし、本新株予約権者は当該条件を満たした年度の翌年度以降の権利行使期間において、本新株予約権の行使を行うことができるものとする。
※本書提出日現在において、当該条件は成立しておりません。
- ⑥ 本新株予約権の行使は、以下の期日以降、本新株予約権者が既に行使した本新株予約権を含め以下の個数を上限に行使することができるものとする。但し前各号の条件を満たしていない場合、本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。
平成32年4月1日以降：全割当総数38個のうち15個まで
平成35年4月1日以降：全割当総数38個のうち26個まで
平成37年4月1日以降：全割当総数38個のうち38個まで

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡、質入れ、担保権の設定、その他一切の処分をすることは出来ない。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2. に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑦ その他の新株予約権の行使の条件
(注)3. に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年12月24日 (注) 1	26,000	1,466,000	650	72,650	650	650
平成28年7月29日 (注) 2	576,000	2,042,000	14,624	87,274	14,624	15,274
平成29年3月31日 (注) 3	82,000	2,124,000	6,437	93,711	6,437	21,711

(注) 1. 第10期における第5回新株予約権の行使によるものであります。

2. 第11期における第10回新株予約権の行使によるものであります。

3. 有償第三者割当 発行価格157円 資本組入額78.5円

割当先 吉崎浩一郎、守屋実、平松義規、土橋薫

(5) 【所有者別状況】

平成30年1月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	19	19	—
所有株式数（単元）	—	—	—	—	—	—	21,240	21,240	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,124,000	21,240	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,124,000	—	—
総株主の議決権	—	21,240	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は以下の通りであります。

① 第4回新株予約権(平成22年7月26日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成22年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職による権利喪失により、本書提出日現在において付与対象者に該当する当社従業員はおらず、平成30年1月18日開催の当社取締役会決議において、当該新株予約権の消却を行っております。

② 第5回新株予約権(平成23年7月20日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成23年7月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 1 当社従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社役員1名及び従業員2名となっております。

③ 第8回新株予約権(平成25年7月25日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成25年7月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 1 当社従業員 12
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社役員1名及び従業員5名となっております。

④ 第9回新株予約権(平成26年6月25日定時株主総会決議)

決議年月日	平成26年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 1 当社従業員 10
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社役員1名及び従業員5名となっております。

⑤ 第11回新株予約権(平成27年7月31日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成27年7月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 1 当社従業員 11
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職による権利喪失及び取締役の退任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員9名となっております。

⑥ 第12回新株予約権(平成28年8月2日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成28年8月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 2 当社従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職による権利喪失及び取締役の退任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社役員1名及び従業員8名となっております。

⑦ 第13回新株予約権(平成29年3月29日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成29年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職による権利喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員6名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討していく方針であります。しかしながら、現在は今後の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先する方針であり、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び、将来の事業展開と事業展開のために必要な、商談型展示会事業及びM&A仲介事業の営業活動を行うにあたっての専門知識及び経験を有する人材の採用の強化を図るための資金として、有効に活用していく方針であります。そのため、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。最近事業年度においては、上記の理由から配当を実施せず、内部留保の確保を優先いたしました。

なお、当社は剰余金を配当する場合には、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会、中間配当については取締役会となっております。

また、当社は毎年9月30日を基準日として、中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性7名、女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	新村 祐三	昭和41年12月22日	平成2年4月 平成16年1月 平成18年11月	リードエグジビションジャパン株式会社入社 同社取締役就任 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	(注)3.	1,310,000
常務取締役	管理本部長	速水 健史	昭和51年7月30日	平成13年4月 平成18年9月 平成19年3月 平成21年8月 平成23年11月 平成24年10月 平成27年4月	株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ入社 株式会社アイ・ビー・エス・フーズ代表取締役就任 株式会社アイ・ビー・エス入社 当社入社 当社取締役管理本部長就任 当社常務取締役管理本部長就任(現任)	(注)3.	38,000
取締役	営業本部長	天野 桂介	昭和42年10月14日	平成3年4月 平成8年5月 平成28年7月 平成28年9月 平成28年11月	兼松株式会社入社 リードエグジビションジャパン株式会社入社 当社入社 当社BtoB事業統括部長就任 リ・デザイン株式会社設立 代表取締役就任(現任) 当社取締役営業本部長就任(現任)	(注)3.	50,000
取締役	—	吉崎 浩一郎	昭和41年11月28日	平成2年4月 平成8年7月 平成10年4月 平成12年4月 平成14年7月 平成17年9月 平成19年4月 平成21年6月 平成21年10月 平成22年12月 平成23年9月 平成25年10月 平成25年11月 平成27年9月 平成28年3月 平成28年7月 平成28年11月 平成29年2月 平成29年5月	三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入行 日本AT&T株式会社入社 シュローダー・ベンチャーズ株式会社(現株式会社MKSコンサルティング)入社 同社パートナー就任 株式会社MKSパートナーズ入社 パートナー就任 カーライル・グループ入社 株式会社仲谷マイクロデバイス(現株式会社ジェイデバイス) 監査役就任 同社取締役就任 株式会社グロース・イニシアティブ設立 代表取締役就任(現任) 株式会社リアルフリード(現amadana株式会社)取締役就任 株式会社アルフレックスジャパン取締役就任(現任) スマートインサイト株式会社取締役就任 株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)取締役就任 株式会社イーD取締役就任(現任) クックビズ株式会社取締役就任(現任) ライフスタイルアクセント株式会社取締役就任(現任) 当社取締役就任(現任) グロースポイント・エクイティLLP設立 代表パートナー就任(現任) 株式会社No.1 取締役就任(現任)	(注)3.	20,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	守屋 実	昭和44年 5月 1日	平成4年 4月 平成14年 8月 平成22年 9月 平成22年 9月 平成23年 4月 平成26年11月 平成27年 3月 平成27年 4月 平成27年10月 平成27年10月 平成27年10月 平成28年 9月 平成28年11月 平成28年11月 平成29年11月 平成29年12月	株式会社ミスミ(現株式会社ミスミグループ本社)入社 株式会社エムアウト設立 取締役就任 株式会社守屋実事務所設立 代表取締役就任(現任) ケアプロ株式会社取締役就任(現任) ラクスル株式会社取締役就任 株式会社ジーンクエスト取締役就任(現任) メディバンクス株式会社取締役就任(現任) 株式会社サウンドファン取締役就任(現任) AμB株式会社取締役就任(現任) 株式会社SEEDATA取締役就任(現任) 当社監査役就任 株式会社TOKYOJP取締役就任(現任) 当社取締役就任(現任) SEEDATA VENTURES株式会社(現SDV株式会社)代表取締役就任(現任) メディカルケアデザイン株式会社設立 代表取締役就任(現任) 株式会社日本クラウドキャピタル非常勤取締役就任(現任)	(注) 3.	20,000
監査役 (常勤)	—	城戸 沙絵子	昭和58年 5月10日	平成18年 4月 平成21年10月 平成27年 2月	富士フィルムイメージング株式会社(現富士フィルム株式会社)入社 当社入社 当社監査役就任(現任)	(注) 4.	30,000
監査役	—	石割 由紀人	昭和45年 8月18日	平成 8年10月 平成14年 9月 平成15年 9月 平成18年 9月 平成20年 6月 平成21年 5月 平成21年 6月 平成24年11月 平成25年 6月 平成26年 9月 平成27年 6月 平成27年 7月 平成27年12月 平成29年 6月	青山監査法人(現あらた監査法人)入所 日本アジア投資株式会社 入社 石割公認会計士事務所設立代表就任(現任) 株式会社ランドピア監査役就任(現任) 株式会社駐車場総合研究所監査役就任 株式会社アベックス取締役就任(現任) 株式会社ワインズ東京監査役就任(現任) 株式会社クリアストーン監査役就任(現任) CMエンジニアリング株式会社取締役就任(現任) 株式会社富士防災監査役就任(現任) 当社監査役就任(現任) ごはんだよ株式会社取締役就任(現任) Gemstone税理士法人設立 入所(現任) ELUNCH TECHNOLOGIES JAPAN株式会社取締役就任(現任)	(注) 4.	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	寺西 章悟	昭和58年12月9日	平成21年12月	弁護士(東京弁護士会)登録 長島・大野・常松法律事務所入所 てらにし法律事務所開設	(注)4.	—
				平成24年4月	田島総合法律事務所(現田島・寺 西法律事務所)パートナー弁護士 (現任)		
				平成26年4月	同前		
				平成27年12月	ケアプロ株式会社社外取締役就任 (現任)		
				平成28年11月	当社監査役就任(現任)		
				平成28年11月	SEEDATA VENTURES株式会社(現SD V株式会社)取締役就任(現任)		
				平成29年5月	株式会社辻野取締役就任(現任)		
計							1,468,000

- (注) 1. 取締役 吉崎浩一郎、守屋実は社外取締役であります。
2. 監査役 石割由紀人、寺西章悟は社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成29年12月15日開催の臨時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成29年12月15日開催の臨時株主総会終結の時から平成33年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針

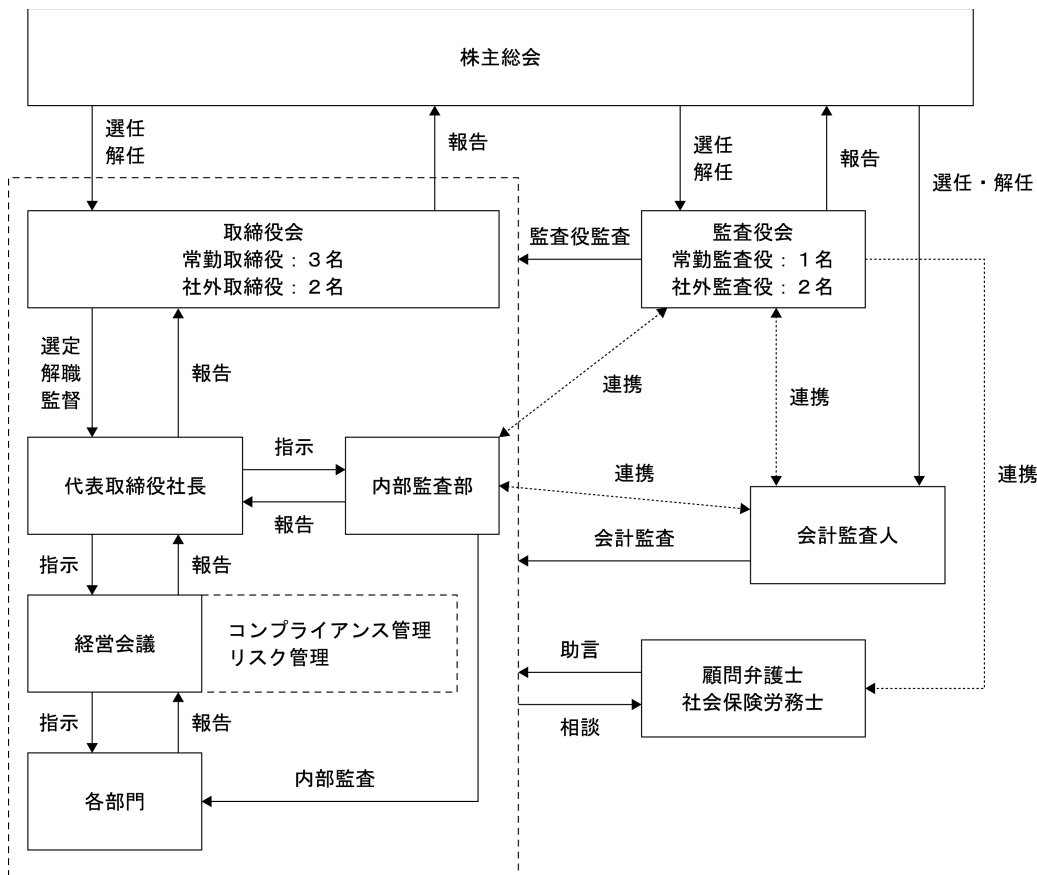
当社は平成18年の設立当初より、「徹底的な顧客満足の追求」を念頭に、顧客や取引先の皆様との強い信頼関係を軸に、誠実にビジネスに取り組んでまいりました。現在はインターネット通販事業にとどまらず、B to B 事業分野への参入など、新規事業にも取り組んでおります。このように経営環境が変化する中において、永続的な発展と成長、持続的な企業価値向上のために、コーポレート・ガバナンスの確立が重要課題であると認識しております。株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、事業の拡大に合わせて組織体制を適宜見直し、各組織の効率的な運営及び責任体制の明確化を図っております。

また、監査役会における取締役の業務執行に対する監督機能並びに法令、定款及び当社諸規程を遵守すべく、内部統制機能の充実化を図り、迅速かつ適正な情報開示を実現できる体制を構築しております。

② 企業統治の体制

イ. 会社の機関の基本説明

当社の経営管理組織の構成は、会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会を設置しているほか、社長の直轄機関として内部監査部及び経営会議を設置し、内部統制システムの整備及びリスク管理体制の整備を行っております。また、財務諸表にかかる監査は、PwC京都監査法人を会計監査人として選任しております。コンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士等と連携する体制を取っております。各機関の概要図は以下の通りです。



ロ. 当社のコーポレート・ガバナンス体制とその採用理由

当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が、経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が、独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。また、社外取締役や社外監査役を選任することで社外の客観的な視点を取り入れた、実効性のある企業統治体制を構築しております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、監査役の出席の下、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を審議・決議するとともに、業務執行を統括しております。また、社外取締役及び社外監査役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

b. 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、毎月1回の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査部及び監査法人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

c. 経営会議

経営会議は、社長の諮問機関として、常勤取締役、常勤監査役及び全事業部門長で構成されております。経営会議は、原則として月1回月初に開催し、各部門における予実差異報告及び差異分析のほか、コンプライアンス懸念事項の共有と協議、取締役会への付議事項についての事前協議、取締役会から委嘱された決議事項の審議・決議を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社では、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、社外取締役を選任し、かつ監査役を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。当社の意思決定に対して、幅広い視野を持った有識者に第三者の立場から適時適切なアドバイスを受けております。

社外取締役吉崎浩一郎は、投資家としての経験や海外での事業展開等の経験を有しており、社外取締役として経営全般に関して適切な助言を期待できることから、社外取締役として選任しております。同氏は当社の株式を保有しておりますが、独立性を阻害するものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、取締役を務める会社との取引関係その他の重要な利害関係はなく、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。同氏と当社との人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役寺西章悟は、新規事業を数多く立ち上げられてきた豊富なビジネス経験を当社の経営全般に活かされることを期待できることから、平成28年11月に社外監査役から社外取締役へ変更致しました。同氏は当社の株式を保有しておりますが、独立性を阻害するものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、取締役を務める会社との取引関係その他の重要な利害関係はなく、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。同氏と当社との人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役石割由紀人は、会計士として専門的見地から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の経営に関する適切な助言を期待できることから、社外監査役として選任しております。同氏と当社との人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役寺西章悟は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を期待できることから、社外監査役として選任しております。同氏と当社との人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社の社外取締役及び社外監査役は取締役会に出席し議案等について意見を述べるなど、客観的・中立的に経営全般を監督・監査しており、当社経営陣への監督機能・牽制機能として重要な役割を果たしているものと考えております。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準として明確に定めたものではありませんが、経歴や当社との関係を踏まえ、当社経営陣から独立した立場で社外役員として職務遂行ができる独立性を確保できることを前提に判断しております。

社外取締役および社外監査役は、随時内部監査部による内部監査に関する報告を求められることができるほか、社外監査役は監査役会において内部監査部および会計監査人それぞれから報告等を受けることに加え、内部監査部および会計監査人と一堂に会して意見交換を行う等の連携を図っています。

社外監査役は、当社の内部監査部及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図ることで監査の効率性、有効性の向上に努めております。

内部監査部は、定期的に監査役及び会計監査人との間で意見交換を行うほか、社外監査役からの求めに応じ内部監査結果、内部統制整備状況等必要な情報の報告を行っております。

社外取締役、社外監査役は管理部門を管掌する常務取締役と定時取締役会等で意見交換を行うほか、必要に応じて管理部門担当者に直接聴取を行う等、内部統制の実効性について監督しております。

④ 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として平成28年11月21日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は、以下の通りであります。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「行動指針」を制定し、役員及び役職者はこれを率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続して行い、健全な企業風土の醸成に努める。
- (2) コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、経営会議にてコンプライアンス体制の構築・管理・維持にあたる。
- (3) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (4) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (5) 当社は、健全な会社経営のため、反社会勢力とは決して関わりを持たず、また不当な請求には断固としてこれを拒絶する。

- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理規程及びリスク対応マニュアルを制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - (2) 危機発生時には、対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、経営計画を策定する。
 - (2) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - (3) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

- (4) 社外取締役は、適宜社長及び他の取締役と経営状況についての情報交換を行い、適切に助言を行う。
 - (5) 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。
 - e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当らせる。
 - f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - (2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - (3) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
 - g その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - (2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - (3) 監査役は、監査法人及び内部監査部と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - (4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合には、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
 - h 現状において明らかになった課題・改善点
マネジメント層人員の確保・教育の徹底が課題となっております。
 - i 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性確保のため、内部統制委員会を設置し、代表取締役社長を委員長として、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
 - j 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 - (1) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - イ 当社の社内規程に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取組む。
 - ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
 - (2) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - イ 「反社会的勢力への対応ガイドライン」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全社員に配布するとともに適宜社内研修等を行い、周知徹底する。
 - ロ 反社会的勢力の排除を推進するために管理部を統括管理部署とし、また、不当請求対応の責任者を設置する。
 - ハ 「反社会的勢力への対応に関する規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取組む。
 - ニ 取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取組む。
 - ヘ 反社会的勢力からの不当請求に備え、平素から警察、全国暴力追走運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。
- ⑤ 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況
- 当社の代表取締役社長新村祐三は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しており、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、このような信念の持主であることから、取締役会、経営会議等において、折に触れ、自ら注意を促しております。

その結果、特に営業部門の新規顧客の取引開始時には、管理部門において反社会的勢力かどうかの属性調査及び取引金融機関・取引先等からの風評等の信用調査を必ず収集するよう規程を整備した上で取引開始を実行するなど、営業体制を確立しております。

また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、管理本部長速水健史をはじめとする役員、管理本部の社員を中心に積極的に参加しており、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。

⑥ リスク管理体制の整備の状況

当社では、市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品の品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、リスク管理規程を制定し、代表取締役社長を委員長とする社内横断的なリスク管理委員会を設置しております。

リスク管理委員会は、取締役、監査役、各部門長、管理部担当者を委員に、当社運営に関する全社的・総合的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置付けております。また、「リスク対応マニュアル」を策定し、年1回以上内容を見直し、リスク発生時の迅速な対応のための体制を整備しています。

また、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、コンプライアンス管理規程を制定し、入社時研修及び年1回の全社員向けのコンプライアンス研修を開催し、全役職員が法令を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。

知的財産保護に関する考え方及び他社の知的財産を侵害しないための社内体制として、当社では、知的財産の保護は、関連法規及び知的財産管理規程によっております。知的財産保護のために、当社管理本部では、速やかに商標申請等を行うこととしております。

他社の知的財産を侵害しないための社内体制としては、当社の新規事業並びに新規サービスの開始は、稟議規程及び職務権限規程により、稟議書による承認を経ることとなっており、その過程において、管理本部が知的財産権の調査を行うこととしております。具体的には、商標権、著作権、意匠権等において、他者の知的財産を侵害しないよう、類似物についての調査を行っております。

⑦ 内部監査及び監査役監査の状況

a. 内部監査

当社の内部監査は代表取締役から任命された内部監査部所属の内部監査人1名が行っております。内部監査人は内部監査規程及び代表取締役から承認を得た内部監査計画書に基づき、内部監査人が就任直前に所属していた部署を除く部署に、社内規程や通達、マニュアル、法令、その他業界商慣習に則り、適正かつ効率的に行われているか監査を行っております。内部監査人が直近まで所属していた部署は、管理本部スタッフを内部監査スタッフに選出し、監査を行っております。監査結果については代表取締役に報告するとともに情報共有を行っております。

b. 監査役監査

監査役監査では、常勤監査役が経営会議その他重要会議に出席し、重要書類の閲覧、取締役からの聴取を通じた監査を実施し、毎月開催する監査役会で情報共有を行っております。また、適宜監査役会意見を形成し、取締役会に意見を述べております。

c. 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人との間で相互に監査計画を確認し、監査結果の報告を受け、会計監査への立会や意見交換を随時行っております。内部監査部は内部監査計画及び監査結果を常勤監査役に報告し、重要事項については監査役会にて共有しております。これら監査役監査、会計監査、内部監査の結果については、内部統制部門である管理本部とも共有し、必要に応じて経営会議又は取締役会で改善等の協議をしております。また、監査役、会計監査人、内部監査部門は、年に1回以上三者での協議の場を設け、監査計画のすり合わせ、情報交換等を行っております。

⑧ 会計監査の状況

当社はPwC京都監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は、以下の通りであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員 業務執行社員 公認会計士 若山 聡満
指定社員 業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦
※継続関与年数については全員7年以内であるため、記載を省略しております。

- ・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 4名
その他 5名

⑨ 役員の報酬等

- a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役除く)	26,953	25,140	1,813	4
監査役 (社外監査役除く)	4,200	4,200	—	1
社外取締役	3,400	3,400	—	2
社外監査役	2,700	2,700	—	3

(注) 報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人給与は含まれておりません。

- b. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
- c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の員数(名)	内容
7,035	2	使用人兼務役員の使用人部分の給与

- d. 役員の報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針
取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案して取締役会にて決定しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会の協議により決定しております。

⑩ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑪ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

⑫ 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。なお、取締役会の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑬ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑭ 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

(i) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款を定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(ii) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(iii) 自己株式の取得

当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に迅速に対応し、機動的な資本政策を遂行するためであります。

⑮ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間に、責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めており、当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額としております。なお、当該責任限度額が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
3,500	—	7,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、監査人より監査の体制・手続き・日程等の監査計画の提示を受け、その内容を検証の上、監査役会の同意を得て、取締役会で決議をしております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)及び当事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、PwC京都監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するために特段の取組みを行っております。具体的には企業会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人の主催する研修への参加や社内研修等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	289,039	372,034
売掛金	77,337	95,633
たな卸資産	※ 4,622	※ 5,361
前渡金	6,382	6,555
繰延税金資産	4,682	7,641
その他	17,248	3,730
流動資産合計	399,312	490,956
固定資産		
有形固定資産		
建物	9,229	9,729
減価償却累計額	△4,863	△5,591
建物（純額）	4,365	4,137
工具、器具及び備品	4,329	4,329
減価償却累計額	△3,350	△3,762
工具、器具及び備品（純額）	978	566
有形固定資産合計	5,343	4,703
無形固定資産		
ソフトウェア	6,998	3,768
無形固定資産合計	6,998	3,768
投資その他の資産		
長期性預金	1,470	3,990
敷金及び保証金	9,156	9,456
繰延税金資産	679	495
その他	625	433
投資その他の資産合計	11,931	14,375
固定資産合計	24,273	22,847
資産合計	423,585	513,804

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	86,056	90,812
1年内返済予定の長期借入金	62,475	40,632
未払法人税等	6,848	16,768
未払金	18,720	27,924
前受金	14,046	47,021
賞与引当金	10,000	15,642
その他	1,057	1,742
流動負債合計	199,204	240,543
固定負債		
長期借入金	125,263	84,631
資産除去債務	3,914	3,984
固定負債合計	129,177	88,615
負債合計	328,382	329,158
純資産の部		
株主資本		
資本金	72,650	93,711
資本剰余金	650	21,711
利益剰余金	21,442	69,222
株主資本合計	94,742	184,645
新株予約権	460	—
純資産合計	95,203	184,645
負債純資産合計	423,585	513,804

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成29年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	453,147
売掛金	58,194
たな卸資産	1,426
繰延税金資産	42,615
その他	40,487
流動資産合計	595,872
固定資産	
有形固定資産	3,932
無形固定資産	1,345
投資その他の資産	10,108
固定資産合計	15,386
資産合計	611,259
負債の部	
流動負債	
買掛金	34,930
1年内返済予定の長期借入金	33,192
前受金	303,452
賞与引当金	14,425
その他	32,416
流動負債合計	418,416
固定負債	
長期借入金	69,805
資産除去債務	4,037
固定負債合計	73,842
負債合計	492,259
純資産の部	
株主資本	
資本金	93,711
資本剰余金	21,711
利益剰余金	3,576
株主資本合計	118,999
純資産合計	118,999
負債純資産合計	611,259

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
売上高		
商品売上高	634,973	614,077
役務収益	295,237	498,426
売上高合計	930,211	1,112,504
売上原価		
商品売上原価		
商品期首たな卸高	6,595	4,608
当期商品仕入高	445,556	443,160
合計	452,152	447,769
商品期末たな卸高	※1 4,608	※1 5,351
商品売上原価	447,543	442,417
役務原価		
役務原価	101,551	142,795
総費用合計	101,551	142,795
売上原価合計	549,094	585,213
売上総利益	381,116	527,291
販売費及び一般管理費	※2 350,015	※2 460,120
営業利益	31,101	67,170
営業外収益		
受取利息及び配当金	270	207
その他	1,039	554
営業外収益合計	1,310	762
営業外費用		
支払利息	1,614	1,123
その他	259	88
営業外費用合計	1,873	1,211
経常利益	30,537	66,721
特別利益		
新株予約権戻入益	20	10
特別利益合計	20	10
特別損失		
減損損失	※3 3,657	—
事務所移転費用	—	145
特別損失合計	3,657	145
税引前当期純利益	26,900	66,586
法人税、住民税及び事業税	9,676	21,583
法人税等調整額	△2,522	△2,775
法人税等合計	7,154	18,807
当期純利益	19,745	47,779

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
売上高	716,250
売上原価	366,864
売上総利益	349,386
販売費及び一般管理費	※ 449,554
営業損失(△)	△100,168
営業外収益	
受取利息及び配当金	5
その他	411
営業外収益合計	417
営業外費用	
支払利息	500
営業外費用合計	500
経常損失(△)	△100,251
税引前四半期純損失(△)	△100,251
法人税、住民税及び事業税	217
法人税等調整額	△34,823
法人税等合計	△34,606
四半期純損失(△)	△65,645

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	72,000	—	1,697	73,697	480	74,177
当期変動額						
新株の発行	650	650	—	1,300	—	1,300
当期純利益	—	—	19,745	19,745	—	19,745
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	△20	△20
当期変動額合計	650	650	19,745	21,045	△20	21,025
当期末残高	72,650	650	21,442	94,742	460	95,203

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	72,650	650	21,442	94,742	460	95,203
当期変動額						
新株の発行	21,061	21,061	—	42,123	—	42,123
当期純利益	—	—	47,779	47,779	—	47,779
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	△460	△460
当期変動額合計	21,061	21,061	47,779	89,902	△460	89,442
当期末残高	93,711	21,711	69,222	184,645	—	184,645

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	26,900	66,586
減価償却費	5,065	4,369
長期前払費用償却額	202	192
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,560	5,642
受取利息及び受取配当金	△270	△207
支払利息	1,614	1,123
解約精算金	136	—
減損損失	3,657	—
事務所移転費用	—	145
新株予約権戻入益	△20	△10
資産除去債務繰入額	68	70
売上債権の増減額 (△は増加)	7,143	△18,296
仕入債務の増減額 (△は減少)	12,383	4,755
前受金の増減額 (△は減少)	7,680	32,974
その他	6,104	7,915
小計	73,226	105,260
利息及び配当金の受取額	270	207
利息の支払額	△1,614	△1,123
法人税等の支払額	△8,567	△11,662
営業活動によるキャッシュ・フロー	63,316	92,682
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額 (△は増加)	5,040	△2,520
無形固定資産の取得による支出	△4,056	—
貸付金の回収による収入	—	13,934
その他	△10	△300
投資活動によるキャッシュ・フロー	973	11,114
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の借入による収入	170,000	—
長期借入金の返済による支出	△79,077	△62,475
株式の発行による収入	—	12,874
新株予約権の行使による収入	1,300	28,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	92,223	△20,801
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	156,512	82,995
現金及び現金同等物の期首残高	132,526	289,039
現金及び現金同等物の期末残高	※ 289,039	※ 372,034

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～15年
工具、器具及び備品	5年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)は、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～15年
工具、器具及び備品	5年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)は、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

※ たな卸資産の内容は次の通りであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
商品	4,608千円	5,351千円
貯蔵品	14千円	9千円
計	4,622千円	5,361千円

(損益計算書関係)

※1 たな卸資産の帳簿価額の切下げ額

期末たな卸資産高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損(△は戻入額)が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	14千円	△68千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度28.5%、当事業年度27.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度71.5%、当事業年度72.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
給与手当	79,704千円	112,988千円
賞与	12,467千円	9,081千円
賞与引当金繰入額	10,000千円	15,642千円
広告宣伝費	69,008千円	72,057千円
減価償却費	5,065千円	4,369千円

※3 減損損失

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

場所	用途	種類	金額 (千円)
東京都品川区	自社利用	ソフトウェア	3,657

当社は、減損損失の算定にあたって、管理会計上の区分等をもとに、事業別に資産のグルーピングを行っております。当事業年度において収益性が悪化しているため、保有資産に関して減損損失を計上致しました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しております。正味売却価額は、処分見込価額から処分費用を控除した額により合理的に算定しておりますが、売却が困難であるものなどについては、正味売却価額を零としております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)
 前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,440,000	26,000	—	1,466,000

(変動事由の概要)
 新株の発行(新株予約権の行使)
 ストック・オプションの権利行使による増加 26,000株

2. 自己株式に関する事項
 該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	460
合計		—	—	—	—	460

4. 配当に関する事項
 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,466,000	658,000	—	2,124,000

(変動事由の概要)
 新株の発行(新株予約権の行使)
 ストック・オプションの権利行使による増加 576,000株

新株の発行(第三者割当増資による新株発行)
 第三者割当増資による増加 82,000株

2. 自己株式に関する事項
 該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項
 該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
 該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金	289,039千円	372,034千円
現金及び現金同等物	289,039千円	372,034千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な運転資金を主に銀行借入によって調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理本部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金、前受金は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは、資金調達に係る流動性リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測をする等の方法により管理しております。

借入金、運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で4年6ヵ月後であります。当該借入金については変動金利による借入金もあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、管理本部において金利動向のモニタリングを通じ、リスクの軽減を図っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業債権について各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、管理本部において取引相手ごとに期日及び残高管理をすることで、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払をできなくなるリスク)の管理

管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を十分に確保することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	289,039	289,039	—
(2) 売掛金	77,337	77,337	—
(3) 長期性預金	1,470	1,469	△0
資産計	367,846	367,846	△0
(1) 買掛金	86,056	86,056	—
(2) 未払金	18,720	18,720	—
(3) 前受金	14,046	14,046	—
(4) 長期借入金(※)	187,738	188,095	357
負債計	306,561	306,919	357

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決裁されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期性預金

定期積立である当該預金の時価は、元金を同様の預金を行った場合に想定される利率で割りいた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 前受金

これらは短期で決裁されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	平成28年3月31日
敷金及び保証金	9,156

上記については、貸借期間終了の定めがなく、将来キャッシュ・フローを見積ることが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. 金融債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	289,039	—	—	—
売掛金	77,337	—	—	—
長期性預金	—	1,470		
合計	366,376	1,470	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	62,475	40,632	35,814	30,834	17,983
合計	62,475	40,632	35,814	30,834	17,983

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な運転資金を主に銀行借入によって調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理本部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金、前受金は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは、資金調達に係る流動性リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測をする等の方法により管理しております。

借入金、運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で4年10ヵ月後であります。当該借入金については変動金利による借入金もあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、管理本部において金利動向のモニタリングを通じ、リスクの軽減を図っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業債権について各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、管理本部において取引相手ごとに期日及び残高管理をすることで、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払をできなくなるリスク)の管理

管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を十分に確保することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	372,034	372,034	—
(2) 売掛金	95,633	95,633	—
(3) 長期性預金	3,990	3,982	△7
資産計	471,658	471,650	△7
(1) 買掛金	90,812	90,812	—
(2) 未払金	27,924	27,924	—
(3) 前受金	47,021	47,021	—
(4) 長期借入金(※)	125,263	125,413	150
負債計	291,020	291,171	150

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期性預金

定期積立である当該預金の時価は、元金を同様の預金を行った場合に想定される利率で割りいた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 前受金

これらは短期で決裁されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算出する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	平成29年3月31日
敷金及び保証金	9,456

上記については、貸借期間終了の定めがなく、将来キャッシュ・フローを見積ることが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. 金融債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	372,034	—	—	—
売掛金	95,633	—	—	—
長期性預金	—	3,990	—	—
合計	467,668	3,990	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)
長期借入金	40,632	35,814	30,834	17,983
合計	40,632	35,814	30,834	17,983

(有価証券関係)

前事業年度(平成28年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(平成29年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(平成28年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 20千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員6名	当社監査役1名 当社従業員7名	当社従業員8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100,000株	普通株式 90,000株	普通株式 50,000株
付与日	平成22年8月4日	平成23年8月4日	平成24年8月2日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成25年6月1日 至 平成32年5月31日	自 平成25年9月1日 至 平成33年6月30日	自 平成27年6月1日 至 平成34年5月31日

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員12名	当社取締役1名 当社従業員10名	当社取締役2名 当社従業員6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100,000株	普通株式 70,000株	普通株式 616,000株
付与日	平成25年8月6日	平成26年7月8日	平成27年1月22日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成28年6月1日 至 平成35年5月31日	自 平成29年6月1日 至 平成36年5月31日	自 平成28年2月1日 至 平成28年7月31日

第11回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 60,000株
付与日	平成27年8月13日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年7月1日 至 平成37年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成28年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第4回 新株 予約権	第5回 新株 予約権	第7回 新株 予約権	第8回 新株 予約権	第9回 新株 予約権	第10回 新株 予約権	第11回 新株 予約権
権利確定前(株)							
前事業年度末	—	—	28,000	78,000	60,000	616,000	—
付与	—	—	—	—	—	—	60,000
失効	—	—	—	2,000	10,000	26,000	8,000
権利確定	—	—	28,000	—	—	590,000	—
未確定残	—	—	—	76,000	50,000	—	52,000
権利確定後(株)							
前事業年度末	10,000	72,000	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	28,000	—	—	590,000	—
権利行使	—	26,000	—	—	—	—	—
失効	—	10,000	10,000	—	—	—	—
未行使残	10,000	36,000	18,000	—	—	590,000	—

② 単価情報

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	50	50	50
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	50	50	50
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	60
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 当社は非上場であるため行使時平均株価の記載を省略しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円
- (2) 行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度(平成29年3月31日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 10千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員6名	当社監査役1名 当社従業員7名	当社従業員8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100,000株	普通株式 90,000株	普通株式 50,000株
付与日	平成22年8月4日	平成23年8月4日	平成24年8月2日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成25年6月1日 至 平成32年5月31日	自 平成25年9月1日 至 平成33年6月30日	自 平成27年6月1日 至 平成34年5月31日

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員12名	当社取締役1名 当社従業員10名	当社取締役2名 当社従業員6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100,000株	普通株式 70,000株	普通株式 616,000株
付与日	平成25年8月6日	平成26年7月8日	平成27年1月22日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成28年6月1日 至 平成35年5月31日	自 平成29年6月1日 至 平成36年5月31日	自 平成28年2月1日 至 平成28年7月31日

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員11名	当社取締役2名 当社従業員9名	当社従業員7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 60,000株	普通株式 70,000株	普通株式 46,000株
付与日	平成27年8月13日	平成28年8月10日	平成29年3月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成30年7月1日 至 平成37年6月30日	自 平成31年7月1日 至 平成38年6月30日	自 平成32年4月1日 至 平成39年1月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成29年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第4回 新株 予約権	第5回 新株 予約権	第7回 新株 予約権	第8回 新株 予約権	第9回 新株 予約権	第10回 新株 予約権	第11回 新株 予約権
権利確定前(株)							
前事業年度末	—	—	—	76,000	50,000	—	52,000
付与	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	76,000	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	50,000	—	52,000
権利確定後(株)							
前事業年度末	10,000	36,000	18,000	—	—	590,000	—
権利確定	—	—	—	76,000	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	576,000	—
失効	—	—	18,000	—	—	14,000	—
未行使残	10,000	36,000	—	76,000	—	—	—

	第12回 新株 予約権	第13回 新株 予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	70,000	46,000
失効	10,000	—
権利確定	—	—
未確定残	60,000	46,000
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	50	50	50
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	50	50	50
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利行使価格 (円)	60	70	170
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

(注) 当社は非上場であるため行使時平均株価の記載を省略しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

(2) 行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(平成28年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)		
賞与引当金繰入超過額		3,481千円
未払事業税		761千円
在庫評価		400千円
その他		39千円
合計		4,682千円
繰延税金資産(固定)		
資産除去債務		1,353千円
固定資産除却損		1,268千円
評価性引当額		△1,353千円
合計		1,268千円
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務に係る有形固定資産修正額		589千円
合計		589千円
繰延税金資産の純額		5,361千円

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.36%
(調整)	
住民税均等割等	0.67%
特別税額控除	△5.25%
法人税・事業税の軽減税率	△4.06%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△0.32%
その他	0.20%
税効果適用後の法人税等の負担率	26.60%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が引き下げられ、事業税率(所得割)が段階的に引き下げられることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.36%から平成28年4月1日及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、34.81%に変更されております。また平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.59%に変更となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度(平成29年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)		
賞与引当金繰入超過額		5,445千円
未払事業税		1,783千円
在庫評価		376千円
その他		35千円
合計		7,641千円
繰延税金資産(固定)		
資産除去債務		1,378千円
固定資産減損損失		986千円
評価性引当額		△1,378千円
合計		986千円
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務に係る有形固定資産修正額		490千円
合計		490千円
繰延税金資産の純額		8,137千円

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.81%
(調整)	
住民税均等割等	0.44%
特別税額控除	△5.53%
法人税・事業税の軽減税率	△1.30%
その他	△0.17%
税効果適用後の法人税等の負担率	28.25%

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

資産除去債務のうち、貸借対照表に記載しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から23年と見積り、割引率1.789%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,845千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一千円
時の経過による調整額	68千円
期末残高	3,914千円

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

資産除去債務のうち、貸借対照表に記載しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から23年と見積り、割引率1.789%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,914千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一千円
時の経過による調整額	70千円
期末残高	3,984千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社の報告セグメントはサービス別形態を基礎とし、「B to B事業」、「B to C事業」の2つを報告セグメントとしており、各セグメントに属する事業の種類は以下の通りであります。

(2) 各報告セグメントに属するサービスの種類

「B to B事業」は主に、商談型展示会の主催や介護事業者を対象としたM&A支援事業を行っております。

「B to C事業」は主に、介護用品やベビー用品等を中心としたeコマースサイトの運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、たな卸資産の評価基準を除き、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

たな卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	B to B 事業	B to C 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	295,237	634,973	930,211	—	930,211
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	295,237	634,973	930,211	—	930,211
セグメント利益	74,084	50,952	125,037	△93,936	31,101
セグメント資産	17,341	119,417	136,759	286,826	423,585
その他の項目					
減価償却費	368	3,230	3,598	1,467	5,065
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	—	—	—	—	—

(注) 1. 調整額は次の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額△93,936千円は、配賦不能営業費用であり、その主なものは、当社の管理部門等に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額286,826千円は、主として、当社での余資運用資金、管理部門等に係る資産であります。

2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社の報告セグメントはサービス別形態を基礎とし、「B to B事業」、「B to C事業」の2つを報告セグメントとしており、各セグメントに属する事業の種類は以下の通りであります。

(2) 各報告セグメントに属するサービスの種類

「B to B事業」は主に、商談型展示会の主催や介護事業者を対象としたM&A支援事業を行っております。

「B to C事業」は主に、介護用品やベビー用品等を中心としたeコマースサイトの運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、たな卸資産の評価基準を除き、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

たな卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	合計 (注) 2
	B to B 事業	B to C 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	498,426	614,077	1,112,504	—	1,112,504
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	498,426	614,077	1,112,504	—	1,112,504
セグメント利益	182,423	16,650	199,073	△131,903	67,170
セグメント資産	29,907	82,196	112,103	401,700	513,804
その他の項目					
減価償却費	—	3,230	3,230	1,139	4,369
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	—	—	—	500	500

(注) 1. 調整額は次の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額△131,903千円は、配賦不能営業費用であり、その主なものは、当社の管理部門等に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額401,700千円は、主として、当社での余資運用資金、管理部門等に係る資産であります。

2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書への売上高が10%以上を占める相手がいないため、記載しておりません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書への売上高が10%以上を占める相手がいないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	B t o B 事業	B t o C 事業	計		
減損損失	3,657	—	3,657	—	3,657

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	新村祐三	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 62.76%	債務被保証	当社金融機 関借入に対 する被債務 保証(注1)	187,738	—	—
主要株主及び その近親者	天池祥子	—	—	ケアシティ 株式会社 代表取締役	(被所有) 直接 11.60%	資金の貸付	資金の貸付 (注2)	13,934	短期貸付金	13,934
							利息の受取	229		

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. 当社は金融機関借入に対して代表取締役新村祐三より債務保証を受けております。なお、同氏に対して債務保証料は支払っておりません。
2. 当社と天池祥子氏との間で締結されております金銭消費貸借契約に基づく契約条件は、市中金利を勘案して決定しており、利息1.65%となっております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	新村祐三	—	—	当社 代表取締役	直接 61.68%	債務被保証	当社金融機 関借入に対 する被債務 保証(注1)	125,263	—	—
主要株主及び その近親者	天池祥子	—	—	ケアシティ 株式会社 代表取締役	直接 8.00%	資金の貸付	資金の貸付 (注2)	13,934	—	—
							利息の受取	203		

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. 当社は金融機関借入に対して代表取締役新村祐三より債務保証を受けております。なお、同氏に対して債務保証料は支払っておりません。
2. 当社と天池祥子氏との間で締結されております金銭消費貸借契約に基づく契約条件は、市中金利を勘案して決定しており、利息1.65%となっております。なお、平成29年2月16日をもって一括返済されております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	64.63円	86.93円
1株当たり当期純利益金額	13.65円	25.79円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益(千円)	19,745	47,779
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	19,745	47,779
普通株式の期中平均株式数(株)	1,446,981	1,852,630
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後の1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類(新株予約権の数832個)。なお、新株予約権の概要は「第二部 企業情報第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	新株予約権7種類(新株予約権の数330個)。なお、新株予約権の概要は、「第二部 企業情報第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

3. 1株当たりの純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度末 平成28年3月31日	当事業年度末 平成29年3月31日
純資産の部の合計額(千円)	95,203	184,645
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	460	—
(うち新株予約権(千円))	(460)	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	94,742	184,645
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,466,000	2,124,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単元株制度採用に伴う定款の一部変更の件)

当社は、平成29年12月15日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 単元株制度の採用の目的

当社は、単元株式数(売買単位)を100株に統一することで目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 単元株制度の採用

(1) 新設した単元株式の数

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成29年12月15日

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

当第3四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

当社の展示会における売上高及び売上原価は各展示会の開催月に計上されるため、第3四半期会計期間及び第4四半期会計期間に売上高及び売上原価が集中する傾向にあります。

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
給与手当	128,538千円
賞与引当金繰入額	14,105千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
減価償却費	3,193千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		計	調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上額 (注)2
	B to B事業	B to C事業			
売上高					
外部顧客への売上高	288,871	427,379	716,250	—	716,250
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	288,871	427,379	716,250	—	716,250
セグメント利益又は損失 (△)	39,347	△10,165	29,181	△129,349	△100,168

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△129,349千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは、本社の管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△30.91円
(算定上の基礎)	
四半期純損失金額(△)(千円)	△65,645
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失金額(△)(千円)	△65,645
普通株式の期中平均株式数(株)	2,124,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

⑤ 【附属明細表】（平成29年3月31日現在）

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期 償却額 (千円)	差引 当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	9,229	500	—	9,729	5,591	727	4,137
工具、器具及び備品	4,329	—	—	4,329	3,762	411	566
有形固定資産計	13,558	500	—	14,058	9,354	1,139	4,703
無形固定資産							
ソフトウェア	16,150	—	—	16,150	12,381	3,230	3,768
無形固定資産計	16,150	—	—	16,150	12,381	3,230	3,768
長期前払費用	962	—	—	962	538	192	423

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	62,475	40,632	0.74	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	125,263	84,631	0.67	平成31年1月31日～ 平成33年1月31日
合計	187,738	125,263	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を使用しております。
 2. 変動利率のものについては、当事業年度末の利率を使用しております。
 3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後の5年以内における返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)
長期借入金	35,814	30,834	17,983

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	10,000	15,642	10,000	—	15,642

【資産除去債務明細表】

本明細に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成29年3月31日現在)

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,193
預金	
普通預金	370,840
合計	372,034

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
イプシロン株式会社	39,028
株式会社ネットプロテクションズ	18,578
株式会社ケアネット	17,252
日本郵便株式会社	3,050
株式会社鈴木電機	2,521
その他	15,202
合計	95,633

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
77,337	664,135	645,839	95,633	87.1	47.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ. たな卸資産

区分	金額(千円)
たな卸資産	
布・衣類・寝具	5,351
切手・印紙	9
合計	5,361

② 流動負債

ニ. 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社川口屋	27,480
ジョンソンヘルステックジャパン株式会社	8,246
株式会社マックスパート	5,414
株式会社ウェルファン	4,510
株式会社鈴木電機	4,339
その他	40,820
合計	90,812

ホ. 前受金

区分	金額(千円)
特定非営利活動法人ヒューマンワークス	7,274
株式会社POM	2,246
株式会社さくらケア	2,246
その他	35,253
合計	47,021

へ. 1年内返済予定の長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	17,988
株式会社みずほ銀行	9,960
芝信用金庫	6,672
株式会社東日本銀行	6,012
合計	40,632

③ 固定負債

ト. 長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	43,871
株式会社みずほ銀行	27,590
株式会社東日本銀行	10,962
芝信用金庫	2,208
合計	84,631

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://btix.jp/
株主に対する特典	なし

(注)1 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年6月30日	新村祐三	東京都大田区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	新村理紗	東京都大田区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族)	20,000	1,020,000(51)	所有者の事情による
平成27年6月30日	新村ハルミ	奈良県奈良市	特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族、大株主上位10名)	松尾由美	京都府木津川市	特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族、大株主上位10名)	20,000	1,020,000(51)	所有者の事情による
平成27年12月24日	—	—	—	三輪真理	愛知県一宮市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	26,000	1,300,000(50)	新株予約権の権利行使
平成28年1月21日	新村晴三	奈良県奈良市	特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族、大株主上位10名)	松尾由美	京都府木津川市	特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族、大株主上位10名)	20,000	—	相続による
平成28年7月20日	新村祐三	東京都大田区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	新村理紗	東京都大田区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族、大株主上位10名)	20,000	1,200,000(60)	所有者の事情による
平成28年7月20日	新村祐三	東京都大田区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	天野桂介	東京都世田谷区	当社従業員	50,000	3,000,000(60)	経営参画意識向上の期待による
平成28年7月29日	—	—	—	新村祐三	東京都大田区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	460,000	23,000,000(50)	新株予約権の権利行使
平成28年7月29日	—	—	—	速水健史	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社常務取締役)	38,000	1,900,000(50)	新株予約権の権利行使
平成28年7月29日	—	—	—	濱島弘識	東京都豊島区	特別利害関係者等(当社取締役)	2,000	100,000(50)	新株予約権の権利行使
平成28年7月29日	—	—	—	城戸沙絵子	埼玉県三郷市	特別利害関係者等(当社監査役)	30,000	1,500,000(50)	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、該当株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」に記載するとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容について記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所には、当社が当該提出請求に応じない場合には、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が明らかに正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次の通りであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者等…役員、その配偶者及び二親等内の血族(「以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次の通りです。

純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定致しました。
5. 濱島弘識は、平成28年11月21日付で当社取締役を退任し、従業員となりました。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	株式
発行年月日	平成27年8月13日	平成28年8月10日	平成29年3月31日	平成29年3月31日
種類	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第12回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (ストック・オプション)	普通株式
発行数	普通株式60,000株	普通株式70,000株	普通株式46,000株	82,000株
発行価格	1株につき60円	1株につき70円	1株につき170円	1株につき157円
資本組入額	30円	35円	85円	78.5円
発行価額の総額	3,600,000円	4,900,000円	7,820,000円	12,874,000円
資本組入額の総額	1,800,000円	2,450,000円	3,910,000円	6,437,000円
発行方法	平成27年7月31日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成28年8月2日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年3月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	(注)3	(注)3	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間は、以下の通りであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認められる事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとされています。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成29年3月31日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた者との間で、割当を受けた株式(以下「割当株式」という。)を原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価額を総合的に勘案して、決定しております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下の通りであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	60円	70円	170円
行使期間	平成30年7月1日 平成37年6月30日	平成31年7月1日 平成38年6月30日	平成32年4月1日 平成39年1月31日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第二部 企業情報第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第二部 企業情報第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

- (注) 1. 新株予約権①については、退職等により従業員3名12,000株分の権利が喪失しております。
2. 新株予約権②については、退職等により従業員2名10,000株分の権利が喪失しております。
3. 新株予約権③については、退職等により従業員1名8,000株分の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
平松 義規	東京都中野区	会社員	30,000	4,710,000 (157)	当社の従業員
吉崎 浩一郎	東京都目黒区	会社役員	20,000	3,140,000 (157)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
守屋 実	東京都杉並区	会社役員	20,000	3,140,000 (157)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
土橋 薫	神奈川県横浜市中区	会社員	12,000	1,884,000 (157)	当社の従業員

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
濱島 弘識	東京都豊島区	会社役員	16,000	960,000 (60)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
太田 丈史	神奈川県川崎市多摩区	会社員	8,000	480,000 (60)	当社の従業員
伊藤 陽介	東京都世田谷区	会社員	8,000	480,000 (60)	当社の従業員
皆川 梨絵	神奈川県川崎市中原区	会社員	4,000	240,000 (60)	当社の従業員
中村 美沙子	東京都北区	会社員	4,000	240,000 (60)	当社の従業員
木崎 明子	神奈川県横浜市都筑区	会社員	2,000	120,000 (60)	当社の従業員
菊地 美咲	東京都練馬区	会社員	2,000	120,000 (60)	当社の従業員
野口 佳住	神奈川県横浜市港北区	会社員	2,000	120,000 (60)	当社の従業員
水澤 仁美	東京都品川区	会社員	2,000	120,000 (60)	当社の従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2. 濱島弘識は、平成28年11月21日付で当社取締役を退任し、従業員となりました。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
速水 健史	東京都杉並区	会社役員	16,000	1,120,000 (70)	特別利害関係者等 (当社の 常務取締役)
濱島 弘識	東京都豊島区	会社役員	14,000	980,000 (70)	特別利害関係者等 (当社の 取締役)
原 力丸	千葉県船橋市	会社員	8,000	560,000 (70)	当社の従業員
土井 裕介	東京都練馬区	会社員	8,000	560,000 (70)	当社の従業員
菊地 美咲	東京都練馬区	会社員	4,000	280,000 (70)	当社の従業員
野口 佳住	神奈川県横浜市港北 区	会社員	4,000	280,000 (70)	当社の従業員
皆川 梨絵	神奈川県川崎市中原 区	会社員	2,000	140,000 (70)	当社の従業員
今井 鈴乃	東京都東村山市	会社員	2,000	140,000 (70)	当社の従業員
五十嵐 彩	千葉県浦安市	会社員	2,000	140,000 (70)	当社の従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
2. 濱島弘識は、平成28年11月21日付で当社取締役を退任し、従業員となりました。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
土橋 薫	神奈川県横浜市中区	会社員	16,000	2,720,000 (170)	当社の従業員
宇佐美 香織	神奈川県横浜市港北 区	会社員	8,000	1,360,000 (170)	当社の従業員
橋本 慎太郎	東京都墨田区	会社員	8,000	1,360,000 (170)	当社の従業員
松下 希世美	東京都目黒区	会社員	2,000	340,000 (170)	当社の従業員
荻田 慶子	神奈川県川崎市川崎 区	会社員	2,000	340,000 (170)	当社の従業員
梅村 蘭子	神奈川県川崎市中原 区	会社員	2,000	340,000 (170)	当社の従業員

- (注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
新村 祐三 ※1、2	東京都大田区	1,310,000	54.18
天池 祥子 ※2	栃木県宇都宮市	170,000	7.03
新村 佐麻美 ※2、5、6	東京都大田区	160,000	6.62
速水 健史 ※2、3	東京都杉並区	100,000 (62,000)	4.14 (2.56)
三輪 真理 ※2	愛知県一宮市	66,000	2.73
松尾 由美 ※2、4	京都府木津川市	60,000	2.48
町田 美帆 ※2	埼玉県朝霞市	50,000	2.07
天野 桂介 ※2、3	東京都世田谷区	50,000	2.07
城戸 沙絵子 ※2、3	埼玉県三郷市	46,000 (16,000)	1.90 (0.66)
廣瀬 翔子 ※6	東京都新宿区	46,000 (28,000)	1.90 (1.16)
太田 丈史 ※6	神奈川県川崎市多摩区	46,000 (32,000)	1.90 (1.32)
新村 理紗 ※2、4	東京都大田区	40,000	1.65
濱島 弘識 ※6	東京都豊島区	32,000 (30,000)	1.32 (1.24)
平松 義規 ※2、6	東京都中野区	30,000	1.24
土橋 薫 ※6	神奈川県横浜市中区	28,000 (16,000)	1.16 (0.66)
天池 悦子	栃木県宇都宮市	20,000	0.83
吉崎 浩一郎 ※3	東京都目黒区	20,000	0.83
守屋 実 ※3	東京都杉並区	20,000	0.83
中村 亮 ※7	千葉県市川市	14,000	0.58
菊地 美咲 ※6	東京都練馬区	14,000 (14,000)	0.58 (0.58)
皆川 梨絵 ※6	神奈川県川崎市中原区	12,000 (12,000)	0.50 (0.50)
木崎 明子 ※6	神奈川県横浜市都筑区	10,000 (10,000)	0.41 (0.41)
伊藤 陽介 ※6	東京都世田谷区	8,000 (8,000)	0.33 (0.33)
望月 美世 ※6	東京都港区	8,000 (8,000)	0.33 (0.33)
原 力丸 ※6	千葉県船橋市	8,000 (8,000)	0.33 (0.33)
中村 美沙子 ※6	東京都北区	8,000 (8,000)	0.33 (0.33)
土井 裕介 ※6	東京都練馬区	8,000 (8,000)	0.33 (0.33)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
宇佐美 香織 ※6	神奈川県横浜市港北区	8,000 (8,000)	0.33 (0.33)
橋本 慎太郎 ※6	東京都墨田区	8,000 (8,000)	0.33 (0.33)
野口 佳住 ※6	神奈川県横浜市港北区	6,000 (6,000)	0.25 (0.25)
今井 鈴乃 ※6	東京都東村山市	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
五十嵐 彩 ※6	千葉県浦安市	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
水澤 仁美 ※6	東京都品川区	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
松下 希世美 ※6	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
苅田 慶子 ※6	神奈川県川崎市川崎区	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
梅村 繭子 ※6	神奈川県川崎市中原区	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
計	—	2,418,000 (294,000)	100.00 (12.16)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次の通り株主の属性を示します。

- ※1 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)
- ※2 特別利害関係者等(大株主上位10名)
- ※3 特別利害関係者等(当社の取締役又は監査役)
- ※4 特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族)
- ※5 特別利害関係者等(当社代表取締役社長の配偶者)
- ※6 当社の従業員
- ※7 当社の元従業員

2. ()の数字は、新株予約権による潜在株式及びその割合であり、内数であります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月21日

プティックス株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているプティックス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プティックス株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月21日

プティックス株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡 満 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勝彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているプティックス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プティックス株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月21日

プティックス株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人

指定社員 公認会計士 若山 聡 満 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 齋藤 勝彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているプティックス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、プティックス株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

